

愛知県地域防災計画(風水害等災害対策計画)

新旧対照表(案)

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）	修正原案（令和元年6月修正予定）	備考								
	第1編 総則	第1編 総則									
	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項									
	第2節 重点を置くべき事項	第2節 重点を置くべき事項									
4	<p>防災基本計画を踏まえ、本県の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p>住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</p>	<p>防災基本計画を踏まえ、本県の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p>住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</p> <p><u>また、避難準備・高齢者避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）及び災害発生情報（以下、「避難勧告等」という。）等に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。</u></p>	「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。								
	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱									
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱									
7	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海農政局</td> <td> <p>(略)</p> <p><u>(9) 応急用食料の供給支援に充てる在庫量を調査し、調達・供給体制を整備する。</u></p> <p>(10) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</p> <p>(11) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</p> <p><u>(12) 必要に応じ職員を派遣し、食料供給活動を支援する。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	東海農政局	<p>(略)</p> <p><u>(9) 応急用食料の供給支援に充てる在庫量を調査し、調達・供給体制を整備する。</u></p> <p>(10) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</p> <p>(11) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</p> <p><u>(12) 必要に応じ職員を派遣し、食料供給活動を支援する。</u></p>	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海農政局</td> <td> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(9) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</p> <p>(10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</p> <p><u>(削除)</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	東海農政局	<p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(9) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</p> <p>(10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</p> <p><u>(削除)</u></p>	本省対応に変更されたことによる修正
機関名	内容										
東海農政局	<p>(略)</p> <p><u>(9) 応急用食料の供給支援に充てる在庫量を調査し、調達・供給体制を整備する。</u></p> <p>(10) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</p> <p>(11) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</p> <p><u>(12) 必要に応じ職員を派遣し、食料供給活動を支援する。</u></p>										
機関名	内容										
東海農政局	<p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(9) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</p> <p>(10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</p> <p><u>(削除)</u></p>										

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）		修正原案（令和元年 6 月修正予定）		備考																		
	(略)	(略)	(略)	(略)	表記の整理																		
	中部近畿産業保安監督部	高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る <u>危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、ガス</u> 施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。	中部近畿産業保安監督部	高圧ガス、液化石油ガス、 <u>火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等</u> 施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。																			
	(略)	(略)	(略)	(略)																			
16	6 指定地方公共機関		6 指定地方公共機関		表記の整理																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="309 810 465 847">機関名</th> <th data-bbox="470 810 1099 847">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="309 850 465 887">(略)</td> <td data-bbox="470 850 1099 887">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 890 465 1046">一般社団法人愛知県トラック協会</td> <td data-bbox="470 890 1099 1046">(1) <u>緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。</u> (2) <u>災害応急活動のため各機関からの車両借上げ要請に対し配車を実施</u>する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 1050 465 1086">(略)</td> <td data-bbox="470 1050 1099 1086">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 1090 465 1353">愛知県道路公社、名古屋高速道路公社</td> <td data-bbox="470 1090 1099 1353">各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	(略)		(略)	一般社団法人愛知県トラック協会	(1) <u>緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。</u> (2) <u>災害応急活動のため各機関からの車両借上げ要請に対し配車を実施</u> する。	(略)	(略)	愛知県道路公社、名古屋高速道路公社	各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1189 810 1346 847">機関名</th> <th data-bbox="1350 810 1980 847">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1189 850 1346 887">(略)</td> <td data-bbox="1350 850 1980 887">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 890 1346 1046">一般社団法人愛知県トラック協会</td> <td data-bbox="1350 890 1980 1046">災害応急活動のため<u>関係機関からの緊急輸送要請に対応</u>する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 1050 1346 1086">(略)</td> <td data-bbox="1350 1050 1980 1086">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 1090 1346 1353">愛知県道路公社※、名古屋高速道路公社</td> <td data-bbox="1350 1090 1980 1353">各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。 <u>※愛知県道路公社の業務の一部は、愛知県有料道路運営等事業公共施設等運営権実施契約等に基づき、愛知道路コンセッション株式会社が行う（以下同じ。）。</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	(略)	(略)	一般社団法人愛知県トラック協会	災害応急活動のため <u>関係機関からの緊急輸送要請に対応</u> する。	(略)	(略)	愛知県道路公社※、名古屋高速道路公社	各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。 <u>※愛知県道路公社の業務の一部は、愛知県有料道路運営等事業公共施設等運営権実施契約等に基づき、愛知道路コンセッション株式会社が行う（以下同じ。）。</u>
機関名	内容																						
(略)	(略)																						
一般社団法人愛知県トラック協会	(1) <u>緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。</u> (2) <u>災害応急活動のため各機関からの車両借上げ要請に対し配車を実施</u> する。																						
(略)	(略)																						
愛知県道路公社、名古屋高速道路公社	各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。																						
機関名	内容																						
(略)	(略)																						
一般社団法人愛知県トラック協会	災害応急活動のため <u>関係機関からの緊急輸送要請に対応</u> する。																						
(略)	(略)																						
愛知県道路公社※、名古屋高速道路公社	各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。 <u>※愛知県道路公社の業務の一部は、愛知県有料道路運営等事業公共施設等運営権実施契約等に基づき、愛知道路コンセッション株式会社が行う（以下同じ。）。</u>																						

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考
	第 2 編 災害予防	第 2 編 災害予防	
	第 1 章 防災協働社会の形成推進	第 1 章 防災協働社会の形成推進	
	第 1 節 防災協働社会の形成推進	第 1 節 防災協働社会の形成推進	
19	1 県（防災局、各部局）及び市町村における措置 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り	1 県（防災安全局、各局）及び市町村における措置 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り	愛知県の組織再編に伴う修正
	第 2 節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第 2 節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
20	1 県（防災局、関係部局）及び市町村における措置 (1) 自主防災組織の推進 (略) 2 県（防災局、関係部局）における措置	1 県（防災安全局、関係局）及び市町村における措置 (1) 自主防災組織の推進 (略) 2 県（防災安全局、関係局）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	第 3 節 企業防災の促進	第 3 節 企業防災の促進	
23	1 企業における措置 (1) 事業継続計画の策定・運用 企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。 <u>また</u> 、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。 (略) 2 県（産業労働部、防災局）、市町村及び商工団体等における措置	1 企業における措置 (1) 事業継続計画の策定・運用 企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、 <u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保</u> 、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。 (略) 2 県（経済産業局、防災安全局）、市町村及び商工団体等における措置	防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正 愛知県の組織再編に伴う修正
	第 2 章 水害予防対策	第 2 章 水害予防対策	
	第 1 節 河川防災対策	第 1 節 河川防災対策	

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考
26	<p>1 中部地方整備局、県（建設部）及び市町村における措置 （略） (7) 水災害連携の連絡会・協議会 （略） イ <u>水防協議会</u> 県は県管理河川を対象に、中部地方整備局は国管理河川を対象に、各圏域、流域の関係市町村、気象台等とともに氾濫特性、治水事業の現状等を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組むこととする。</p>	<p>1 中部地方整備局、県（建設局）及び市町村における措置 （略） (7) 水災害連携の連絡会・協議会 （略） イ <u>大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）</u> 水防法第 15 条の 9 及び 10 に基づく大規模氾濫減災協議会として、県及び国は県管理河川、国管理河川等を対象に水防災協議会を設立し、各圏域、流域の関係市町村、気象台等とともに氾濫特性、治水事業の現状等を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組むこととする。</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p>
27	<p>2 水防管理者における措置 水防管理者は、洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）かつ輪中堤防等の区域であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを、浸水被害軽減地区として指定することができる。 （略）</p>	<p>2 水防管理者における措置 水防管理者は、洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）かつ輪中堤防等の区域であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区として指定することができる。また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努めるものとする。 （略）</p>	
28	<p>2 関連調整事項 （略） (3) 下水道管理者（県（建設部）及び市町）は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。</p>	<p>2 関連調整事項 （略） (3) 下水道管理者（県（建設局）及び市町）は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>
第 3 節 海岸防災対策		第 3 節 海岸防災対策	
28	<p>1 県（建設部、農林水産部）、名古屋港管理組合及び市町村における措置 （略）</p>	<p>1 県（建設局、農林基盤局）、名古屋港管理組合及び市町村における措置 （略）</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>
第 4 節 浸水想定区域における対策		第 4 節 浸水想定区域における対策	
28	<p>1 洪水浸水想定区域の指定（中部地方整備局、県（建設部）における措置） （略） 2 雨水出水浸水想定区域の指定（県（建設部）、市町村における措</p>	<p>1 洪水浸水想定区域の指定（中部地方整備局、県（建設局）における措置） （略） 2 雨水出水浸水想定区域の指定（県（建設局）、市町村における措</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考
	<p>置) (略) 3 高潮浸水想定区域の指定（県（建設部）における措置） (略) 5 地下街等の所有者又は管理者における措置 市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。 (略) 6 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の（1）、（2）をしなければならない、又は（3）のとおり努めなければならない。 (略) 7 大規模工場等の所有者又は管理者における措置 市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。</p>	<p>置) (略) 3 高潮浸水想定区域の指定（県（建設局）における措置） (略) 5 地下街等の所有者又は管理者における措置 <u>浸水想定区域内に位置し</u>、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。 (略) 6 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 <u>浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し</u>、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の（1）、（2）をしなければならない、又は（3）のとおり努めなければならない。 (略) 7 大規模工場等の所有者又は管理者における措置 <u>浸水想定区域内に位置し</u>、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。</p>	<p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p>
	<p>第 5 節 地下空間の浸水対策</p>	<p>第 5 節 地下空間の浸水対策</p>	
31	<p>1 地下空間の所有者・管理者・占有者、県（建設部）及び市町村における措置 (略) 2 県（建設部）及び市町村における措置</p>	<p>1 地下空間の所有者・管理者・占有者、県（建設局）及び市町村における措置 (略) 2 県（建設局）及び市町村における措置</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>
	<p>第 6 節 農地防災対策</p>	<p>第 6 節 農地防災対策</p>	
32	<p>1 東海農政局、県（農林水産部）、市町村及び土地改良区における措置 (略) 2 関連調整事項 (1) <u>老朽ため池の危険箇所を十分把握し、それをもとに改修工事等を</u></p>	<p>1 東海農政局、県（農林基盤局）、市町村及び土地改良区における措置 (略) 2 関連調整事項 (1) <u>ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等</u></p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正 H30 年 7 月豪雨</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）	修正原案（令和元年6月修正予定）	備考																		
	<p><u>実施するよう考慮する。</u></p> <p>また、下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与える<u>恐れ</u>のあるため池（防災重点ため池）について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</p>	<p><u>に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。</u></p> <p>また、下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与える<u>おそれ</u>のあるため池（防災重点ため池）について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</p>	<p>ため池決壊被害を受けての表記の整理</p>																		
	第7節 地盤沈下の防止	第7節 地盤沈下の防止																			
32	1 中部経済産業局、中部地方整備局、国土地理院中部地方測量部及び県（<u>振興部</u>、<u>環境部</u>、<u>健康福祉部</u>、<u>産業労働部</u>、<u>農林水産部</u>、<u>建設部</u>、<u>企業庁</u>）における措置	1 中部経済産業局、中部地方整備局、国土地理院中部地方測量部及び県（<u>建設局</u>、<u>環境局</u>、<u>保健医療局</u>、<u>経済産業局</u>、<u>農林基盤局</u>、<u>都市整備局</u>、<u>企業庁</u>）における措置	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>																		
	第3章 土砂災害等予防対策	第3章 土砂災害等予防対策																			
34	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 土砂災害危険箇所や山地災害危険地区を的確に把握し、情報を提供するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を<u>推進する</u>。 （略）</p> <p>○ 森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から県民の生命、財産の<u>保全</u>し、また、水源の涵養等を図るため、復旧治山事業等の治山対策を推進する。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>第2節 土砂災害の防止</td> <td>県</td> <td>1(6)避難勧告の発令<u>基準</u>に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	（略）	（略）	（略）	第2節 土砂災害の防止	県	1(6)避難勧告の発令 <u>基準</u> に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 土砂災害危険箇所や山地災害危険地区を的確に把握し、情報を提供するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を<u>行う</u>。 （略）</p> <p>○ 森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から県民の生命、財産を<u>保全</u>し、また、水源の涵養等を図るため、復旧治山事業等の治山対策を推進する。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>第2節 土砂災害の防止</td> <td>県</td> <td>1(6)避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>の発令<u>判断</u>に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	（略）	（略）	（略）	第2節 土砂災害の防止	県	1(6)避難勧告、 <u>避難指示（緊急）</u> の発令 <u>判断</u> に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進	<p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置																			
（略）	（略）	（略）																			
第2節 土砂災害の防止	県	1(6)避難勧告の発令 <u>基準</u> に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進																			
区分	機関名	主な措置																			
（略）	（略）	（略）																			
第2節 土砂災害の防止	県	1(6)避難勧告、 <u>避難指示（緊急）</u> の発令 <u>判断</u> に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進																			
	第1節 土地利用の適正誘導	第1節 土地利用の適正誘導																			
35	県（<u>関係部局</u>）及び市町村における措置	県（<u>関係局</u>）及び市町村における措置	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>																		
	第2節 土砂災害の防止	第2節 土砂災害の防止																			

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考
35	<p>1 県（建設部、農林水産部）における措置 (略) (2) 土砂災害警戒区域等の指定 ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 県は、土砂災害危険箇所等について<u>順次</u>、土砂災害防止法に基づく基礎調査を行い、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を<u>推進する</u>。</p> <p>イ 災害危険区域 県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第 39 条の規定に基づく「災害危険区域（地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域）」の指定を<u>推進する</u>。</p> <p>ウ 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域 県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条の規定に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、地すべり等防止法第 3 条の規定に基づく「地すべり防止区域」の指定を<u>推進する</u>。 なお、<u>未指定の危険箇所</u>については、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、<u>指定する</u>ものとする。（地すべりについては、現に地すべり現象が確認された箇所を指定する。）</p> <p>(略) (6) 避難勧告の発令<u>基準</u>に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進</p> <p>的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市町村が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、避難勧告の発令基準に土砂災害警戒情報の<u>発表</u>を位置づけることについて助言を行うなど関係市町村を支援する。 このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。</p>	<p>1 県（建設局、農林基盤局）における措置 (略) (2) 土砂災害警戒区域等の指定 ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 県は、土砂災害危険箇所等について、土砂災害防止法に基づく基礎調査を行い、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を<u>行う</u>。<u>また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。</u></p> <p>イ 災害危険区域 県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第 39 条の規定に基づく「災害危険区域（地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域）」の指定を<u>行う</u>。</p> <p>ウ 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域 県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条の規定に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、地すべり等防止法第 3 条の規定に基づく「地すべり防止区域」の指定を<u>行う</u>。 なお、指定については、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、<u>行う</u>ものとする。（地すべりについては、現に地すべり現象が確認された箇所を指定する。）</p> <p>(略) (6) 避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>の発令<u>判断</u>に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進</p> <p>的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市町村が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>の発令基準に土砂災害警戒情報（<u>警戒レベル 4 相当情報 [土砂災害]</u>）の<u>発令判断</u>を位置づけることについて助言を行うなど関係市町村の<u>発令判断</u>を支援する。 このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考
	<p>2 市町村における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</p> <p>ア 市町村防災会議は、土砂災害危険箇所、山地災害危険箇所等に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 市町村は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。</p>	<p>害対策を実施する。</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</p> <p>ア 市町村防災会議は、土砂災害危険地区、山地災害危険地区等に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 市町村は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに避難勧告、避難指示（緊急）を発令することを基本とした具体的な発令判断につながる事項を設定する。</p>	<p>表記の整理</p> <p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p>
	<p>第3節 砂防対策</p>	<p>第3節 砂防対策</p>	
37	<p>1 中部地方整備局及び県（建設部）における措置</p>	<p>1 中部地方整備局及び県（建設局）における措置</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>
	<p>第4節 治山対策</p>	<p>第4節 治山対策</p>	
38	<p>1 中部森林管理局及び県（農林水産部）における措置</p> <p>(略)</p> <p>2 関連調整事項</p> <p>(1) 山腹崩壊、地すべり等による山地災害危険箇所の実態を把握し、治山事業施行の基礎資料とするよう考慮する。</p>	<p>1 中部森林管理局及び県（農林基盤局）における措置</p> <p>(略)</p> <p>2 関連調整事項</p> <p>(1) 山腹崩壊、地すべり等による山地災害危険地区の実態を把握し、治山事業施行の基礎資料とするよう考慮する。</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> <p>表記の修正</p>
	<p>第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</p>	<p>第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</p>	
38	<p>1 県（農林水産部、建設部、健康福祉部）及び市町村における措置</p> <p>(略)</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 施設管理者等に対する支援</p> <p>要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>1 県（農林基盤局、建設局、福祉局、保健医療局）及び市町村における措置</p> <p>(略)</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 施設管理者等に対する支援</p> <p>市町村地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）	修正原案（令和元年6月修正予定）	備考																		
	<p>3 要配慮者利用施設における措置 市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の（1）、（2）をしなければならない。</p>	<p>（略）</p> <p>3 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 <u>浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、</u>市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の（1）、（2）をしなければならない。</p>	<p>表記の修正 （防災基本計画の記載に合わせた修正）</p>																		
	第6節 宅地造成の規制誘導	第6節 宅地造成の規制誘導																			
39	県（建設部）及び市町村における措置	県（建築局）及び市町村における措置	愛知県の組織再編に伴う修正																		
	第7節 被災宅地危険度判定の体制整備	第7節 被災宅地危険度判定の体制整備																			
39	県（建設部）及び市町村における措置	県（建築局）及び市町村における措置	愛知県の組織再編に伴う修正																		
	第4章 事故・火災等予防対策	第4章 事故・火災等予防対策																			
41	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>第2節 航空災害対策</td> <td>県（名古屋空港事務所）</td> <td> 2(4) 日本赤十字社愛知県支部との連携による消火救難訓練の実施 2(5) 自衛隊への派遣要請手順等の取り決め 2(6) 救助・救急、消火活動に必要な車両、資器材等の整備 2(7) 空港防災対策の実施 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	（略）	（略）	（略）	第2節 航空災害対策	県（名古屋空港事務所）	2(4) 日本赤十字社愛知県支部との連携による消火救難訓練の実施 2(5) 自衛隊への派遣要請手順等の取り決め 2(6) 救助・救急、消火活動に必要な車両、資器材等の整備 2(7) 空港防災対策の実施	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>第2節 航空災害対策</td> <td>県（名古屋空港事務所）</td> <td> 2(4) 日本赤十字社愛知県支部との連携による消火救難訓練の実施 2(5) <u>一般社団法人愛知県歯科医師会との連携による消火救難訓練の実施</u> 2(6) 自衛隊への派遣要請手順等の取り決め 2(7) 救助・救急、消火活動に必要な車両、資器材等の整備 2(8) 空港防災対策の実施 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	（略）	（略）	（略）	第2節 航空災害対策	県（名古屋空港事務所）	2(4) 日本赤十字社愛知県支部との連携による消火救難訓練の実施 2(5) <u>一般社団法人愛知県歯科医師会との連携による消火救難訓練の実施</u> 2(6) 自衛隊への派遣要請手順等の取り決め 2(7) 救助・救急、消火活動に必要な車両、資器材等の整備 2(8) 空港防災対策の実施	<p>「愛知県名古屋飛行場緊急計画」の改正に合わせた修正</p>
区分	機関名	主な措置																			
（略）	（略）	（略）																			
第2節 航空災害対策	県（名古屋空港事務所）	2(4) 日本赤十字社愛知県支部との連携による消火救難訓練の実施 2(5) 自衛隊への派遣要請手順等の取り決め 2(6) 救助・救急、消火活動に必要な車両、資器材等の整備 2(7) 空港防災対策の実施																			
区分	機関名	主な措置																			
（略）	（略）	（略）																			
第2節 航空災害対策	県（名古屋空港事務所）	2(4) 日本赤十字社愛知県支部との連携による消火救難訓練の実施 2(5) <u>一般社団法人愛知県歯科医師会との連携による消火救難訓練の実施</u> 2(6) 自衛隊への派遣要請手順等の取り決め 2(7) 救助・救急、消火活動に必要な車両、資器材等の整備 2(8) 空港防災対策の実施																			
	第1節 海上災害対策	第1節 海上災害対策																			
43	2 県（農林水産部、建設部、防災局）における措置	2 県（農業水産局、建設局、防災安全局）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正																		
	第2節 航空災害対策	第2節 航空災害対策																			
45	2 県（名古屋空港事務所）における措置	2 県（名古屋空港事務所）における措置																			

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考
	<p>(略)</p> <p>(5) 自衛隊への派遣要請手順等の取り決め 自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておく。</p> <p>(6) 救助・救急、消火活動に必要な車両、資器材等の整備 救助・救急、消火活動に必要な車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。また、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。</p> <p>(7) 空港防災対策の実施 空港防災対策を第 5 章第 1 節「交通関係施設対策」により実施する。</p> <p>3 県（<u>振興部</u>、防災局）における措置 (略)</p> <p>5 市町村（消防機関）における措置 (略)</p> <p>(2) 愛知県名古屋飛行場 「愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定」に基づき、関係機関（西春日井広域事務組合、小牧市、春日井市及び名古屋市）は、消火薬剤等の資機材の整備に努めるとともに、県（名古屋空港事務所）と連携し、毎年 1 回<u>総合消防</u>訓練を実施する。</p>	<p>(略)</p> <p>(5) <u>一般社団法人愛知県歯科医師会との連携による消火救難訓練の実施</u> <u>「災害時の歯科医療救護に関する協定」に基づき、医薬品及び医療資機材の整備に努めるとともに、一般社団法人愛知県歯科医師会と連携し、消火救難訓練を実施する。</u></p> <p>(6) 自衛隊への派遣要請手順等の取り決め 自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておく。</p> <p>(7) 救助・救急、消火活動に必要な車両、資器材等の整備 救助・救急、消火活動に必要な車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。また、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。</p> <p>(8) 空港防災対策の実施 空港防災対策を第 5 章第 1 節「交通関係施設対策」により実施する。</p> <p>3 県（<u>建設局</u>、防災<u>安全局</u>）における措置 (略)</p> <p>5 市町村（消防機関）における措置 (略)</p> <p>(2) 愛知県名古屋飛行場 「愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定」に基づき、関係機関（西春日井広域事務組合、小牧市、春日井市及び名古屋市）は、消火薬剤等の資機材の整備に努めるとともに、県（名古屋空港事務所）と連携し、毎年 1 回<u>消火救難</u>訓練を実施する。</p>	<p>「愛知県名古屋飛行場緊急計画」の改正に合わせた追加修正</p> <p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> <p>表記の整理</p>
	<p>第 3 節 鉄道災害対策</p>	<p>第 3 節 鉄道災害対策</p>	
46	<p>2 県（防災局）、県警察及び市町村（消防機関）における措置 (略)</p> <p>3 中部運輸局、県（防災局）、県警察及び市町村（消防機関）における措置</p>	<p>2 県（防災<u>安全局</u>）、県警察及び市町村（消防機関）における措置 (略)</p> <p>3 中部運輸局、県（防災<u>安全局</u>）、県警察及び市町村（消防機関）における措置</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）	修正原案（令和元年6月修正予定）	備考
	第4節 道路災害対策	第4節 道路災害対策	
47	<p>1 道路管理者（中部地方整備局、県（建設部）、市町村、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）における措置 （略）</p> <p>3 県（建設部、防災局）、県警察及び市町村における措置</p>	<p>1 道路管理者（中部地方整備局、県（建設局）、市町村、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）における措置 （略）</p> <p>3 県（建設局、防災安全局）、県警察及び市町村における措置</p>	愛知県の組織再編に伴う修正
	第5節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策	第5節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策	
47	<p>1 県（防災局、健康福祉部）及び市町村における措置 （略）</p> <p>4 危険物等施設の所有者・管理者・占有者、危険物等輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県（防災局、健康福祉部）及び市町村における措置</p>	<p>1 県（防災安全局、保健医療局）及び市町村における措置 （略）</p> <p>4 危険物等施設の所有者・管理者・占有者、危険物等輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県（防災安全局、保健医療局）及び市町村における措置</p>	愛知県の組織再編に伴う修正
	第6節 高圧ガス保安対策	第6節 高圧ガス保安対策	
48	<p>1 中部近畿産業保安監督部、県（防災局）及び名古屋市における措置 （略）</p> <p>3 高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者、高圧ガス輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県（防災局）及び市町村における措置</p>	<p>1 中部近畿産業保安監督部、県（防災安全局）及び名古屋市における措置 （略）</p> <p>3 高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者、高圧ガス輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県（防災安全局）及び市町村における措置</p>	愛知県の組織再編に伴う修正
	第7節 火薬類保安対策	第7節 火薬類保安対策	
49	<p>1 中部近畿産業保安監督部、県（防災局）及び名古屋市における措置 （略）</p> <p>4 火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者、火薬類輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県（防災局）及び市町村</p>	<p>1 中部近畿産業保安監督部、県（防災安全局）及び名古屋市における措置 （略）</p> <p>4 火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者、火薬類輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県（防災安全局）及び市町村</p>	愛知県の組織再編に伴う修正
	第8節 林野火災対策	第8節 林野火災対策	
50	<p>1 中部森林管理局、県（農林水産部、防災局）、市町村及び森林組合における措置</p>	<p>1 中部森林管理局、県（農林基盤局、防災安全局）、市町村及び森林組合における措置</p>	愛知県の組織再編に伴う修正

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考
	(略) 2 県（ 農林水産部 ）及び市町村における措置	(略) 2 県（ 農林基盤局 ）及び市町村における措置	
	第 9 節 地下街等の保安対策	第 9 節 地下街等の保安対策	
51	1 地下街等の所有者・管理者・占有者、ガス事業者、中部近畿産業保安監督部、県（防災局、 建設部 ）、県警察及び市町村における措置	1 地下街等の所有者・管理者・占有者、ガス事業者、中部近畿産業保安監督部、県（防災 安全局 、 建築局 ）、県警察及び市町村における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	第 5 章 建築物等の安全化	第 5 章 建築物等の安全化	
	第 1 節 交通関係施設対策	第 1 節 交通関係施設対策	
54	2 道路 (略) (2) 山間道路の土砂崩れ等災害防止対策 山間道路については、豪雨や台風によって土砂崩れや落石などの災害が発生する可能性がある ので 、法面処理工、落石覆工などの対策を実施する。 (略) 5 港湾・漁港 中部地方整備局、県（ 建設部 ）、名古屋港管理組合及び市町村は、次の対策を実施又は推進する。 (1) 港湾改修 船舶の大型化、 高速化 に伴い、航路や泊地の拡幅、増深を図るとともに、災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、係留施設の整備を行う。また台風、高潮災害時による被害を低減するため、コンテナ等の流失防止柵や埠頭用地等の嵩上げを実施する。	2 道路 (略) (2) 山間 地域 の道路の土砂崩れ等災害防止対策 山間 地域 の道路については、豪雨や台風によって土砂崩れや落石などの災害が発生する可能性がある ため 、法面処理工、落石覆工などの対策を実施する。 (略) 5 港湾・漁港 中部地方整備局、県（ 建設局 ）、名古屋港管理組合及び市町村は、次の対策を実施又は推進する。 (1) 港湾改修 船舶の大型化に伴い、航路や泊地の拡幅、増深を図るとともに、災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、係留施設の整備を行う。また台風、高潮災害時による被害を低減するため、コンテナ等の流失防止柵や埠頭用地等の嵩上げを実施する。	表記の整理 愛知県の組織再編に伴う修正 表記の整理
	第 2 節 ライフライン関係施設対策	第 2 節 ライフライン関係施設対策	
57	5 下水道 下水道管理者（県（ 建設部 ）及び市町）は、次の対策を実施する	5 下水道 下水道管理者（県（ 建設局 ）及び市町）は、次の対策を実施する	愛知県の組織再編に伴う修正
	第 4 節 防災建造物整備対策	第 4 節 防災建造物整備対策	
58	1 県（ 建設部 ）、市町村、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社における措置 (略)	1 県（ 建築局 ）、市町村、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社における措置 (略)	愛知県の組織再編に伴う修正

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）	修正原案（令和元年6月修正予定）	備考
	3 県（ 建設部 ）及び市町村における措置	3 県（ 建築局 ）及び市町村における措置	
	第6章 都市の防災性の向上	第6章 都市の防災性の向上	
	第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	
60	県（ 建設部 ）、市町村における措置	県（ 都市整備局 ）、市町村における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	第2節 防災上重要な都市施設の整備	第2節 防災上重要な都市施設の整備	
60	県（ 建設部 ）、市町村における措置	県（ 都市整備局 ）、市町村における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	第3節 建築物の不燃化の促進	第3節 建築物の不燃化の促進	
61	県（ 建設部 ）、市町村における措置	県（ 建築局 ）、市町村における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	第4節 市街地の面的な整備・改善	第4節 市街地の面的な整備・改善	
61	県（ 建設部 ）、市町村、 <u>土地</u> 区画整理組合等における措置	県（ 都市整備局 ）、市町村 及び 土地区画整理組合等における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	第7章 中山間地等における孤立対策	第7章 中山間地等における孤立対策	
	第1節 孤立危険地域の把握	第1節 孤立危険地域の把握	
63	2 県（防災局）における措置	2 県（防災 安全 局）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	第2節 孤立への備え	第2節 孤立への備え	
64	2 県（防災局）における措置	2 県（防災 安全 局）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
66	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備 1 県（防災局、 建設部 、 関係部局 ）、市町村及び防災関係機関における措置 （略） 2 県（防災局）における措置 （略） (5) 防災情報システムの整備 県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備すること	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備 1 県（防災 安全 局、 建設局 、 関係局 ）、市町村及び防災関係機関における措置 （略） 2 県（防災 安全 局）における措置 （略） (5) 防災情報システムの整備 県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備すること	愛知県の組織再編に伴う修正

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考
	<p>により、市町村及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難勧告情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。</p> <p>(略)</p> <p>6 名古屋地方気象台、中部地方整備局、独立行政法人水資源機構中部支社及び県（建設部）における措置</p> <p>(略)</p> <p>1 2 災害廃棄物処理に係る事前対策</p> <p>(略)</p> <p>(2) 県災害廃棄物処理計画の策定 県（環境部）は、愛知県災害廃棄物処理計画（平成 28 年 10 月）に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制を整備する。また、県及び市町村、関係団体の職員を対象として、人材育成・訓練を実施する。</p> <p>(3) 広域連携、民間連携の促進 中部地方環境事務所、県（環境部）及び市町村は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</p>	<p>により、市町村及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難勧告情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。<u>さらに、市町村の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを旨とし、市町村防災支援システムの運用を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>6 名古屋地方気象台、中部地方整備局、独立行政法人水資源機構中部支社及び県（建設局）における措置</p> <p>(略)</p> <p>1 2 災害廃棄物処理に係る事前対策</p> <p>(略)</p> <p>(2) 県災害廃棄物処理計画の策定 県（環境局）は、愛知県災害廃棄物処理計画（平成 28 年 10 月）に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制を整備する。また、県及び市町村、関係団体の職員を対象として、人材育成・訓練を実施する。</p> <p>(3) 広域連携、民間連携の促進 中部地方環境事務所、県（環境局）及び市町村は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</p>	<p>対策の追加</p> <p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>
	<p>第 9 章 避難行動の促進対策</p>	<p>第 9 章 避難行動の促進対策</p>	
73	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 避難勧告等は、空振りをおそれず、<u>早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。</u></p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 避難勧告等は、空振りをおそれず、<u>住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に避難勧告等を発令する。</u></p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31. 3）に伴う修正。</p>
	<p>第 1 節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備</p>	<p>第 1 節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備</p>	
73	<p>1 県（防災局）における措置</p>	<p>1 県（防災安全局）における措置</p>	<p>愛知県の組織再</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）	修正原案（令和元年6月修正予定）	備考
	<p>2 市町村における措置</p> <p>市町村は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。</p> <p>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。</p>	<p>2 市町村における措置</p> <p>市町村は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等にが、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。</p> <p>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。</p>	<p>編に伴う修正</p> <p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p>
	第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	
75	<p>1 市町村における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市町村は、避難指示（緊急）等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。</p> <p>カ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること。</p> <p>キ 避難勧告等の発令基準等については、次の点に留意すること</p> <p>(ア) 避難の勧告・指示を発令する基準は、降水量や河川水位などの</p>	<p>1 市町村における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市町村は、避難指示（緊急）等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。</p> <p>カ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことや、既に災害が発生している状況（[警戒レベル5]）で未だ避難できていない場合には命を守るための最善の行動をとる必要があることにも留意すること。</p> <p>キ 避難勧告等の発令基準等については、次の点に留意すること</p> <p>(ア) 避難の勧告・指示を発令する基準は、降水量や河川水位などの</p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）	修正原案（令和元年6月修正予定）	備考
	<p>数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。</p> <p>なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。</p> <p>(イ) 土砂災害に係る避難勧告等については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報（メッシュ情報）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。</p> <p>(ウ) 高潮に係る避難勧告等については、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を</p>	<p>数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、<u>該当する警戒レベル相当情報を基に</u>、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。</p> <p><u>また、避難勧告等の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。</u></p> <p><u>〔警戒レベル4〕避難指示（緊急）については、必ず発令されるものではなく、事態が切迫している場合や、大河川で水位予測に基づき段階的に発令できる場合等、災害が発生するおそれが高くなる状況において、地域の状況に応じて、緊急的に、又は重ねて避難を促す場合等に発令する。〔警戒レベル5〕災害発生情報は、堤防の決壊や越水・溢水、急傾斜地の崩壊や土石流等の災害が実際に発生している状況を市町村が把握した場合に、可能な範囲で発令する。</u></p> <p>なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。</p> <p>(イ) 土砂災害に係る避難勧告等については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報（メッシュ情報）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。</p> <p><u>なお、土砂災害が発見された場合は、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した個所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、ただちに〔警戒レベル5〕災害発生情報として災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示すること。</u></p> <p>(ウ) 高潮に係る避難勧告等については、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を</p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）	修正原案（令和元年6月修正予定）	備考
	<p>段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。</p> <p>(略)</p> <p>2 県（建設部）、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置</p>	<p>段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。</p> <p><u>なお、高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合には、ただちに「警戒レベル5」災害発生情報として災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示すること。水位周知海岸において氾濫発生情報が発表された場合も同様とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 県（建設局）、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置</p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p> <p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>
第4節 避難誘導等に係る計画の策定			
76	<p>1 市町村及び防災上重要な施設の管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市町村の避難計画</p> <p>市町村の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。</p> <p>ア 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法</p> <p>イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口</p> <p>ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法</p> <p>エ 緊急避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p>	<p>1 市町村及び防災上重要な施設の管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市町村の避難計画</p> <p>市町村の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。</p> <p>ア 避難勧告等を行う基準及び伝達方法</p> <p>イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口</p> <p>ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法</p> <p>エ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p>	<p>表記の整理</p> <p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p>
第5節 避難に関する意識啓発			
77	<p>市町村及び県（防災局、建設部、関係部局）における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難のための知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難時における知識</p> <p>(略)</p> <p>・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内</p>	<p>市町村及び県（防災安全局、建設局、関係局）における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難のための知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難時における知識</p> <p>(略)</p> <p>・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> <p>「避難勧告等に</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）	修正原案（令和元年6月修正予定）	備考
	<p>安全確保」を行うべきこと</p> <p>(3) その他</p> <p>ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。</p> <p>イ 市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。また、設置にあたっては、<u>愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。</u></p> <p>ウ 市町村及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。</p>	<p>安全確保」を行うべきこと</p> <p><u>・市町村長から[警戒レベル5]災害発生情報が発令された場合、未だ避難できていない住民は命を守るための最善の行動をとる必要があること。</u></p> <p>(3) その他</p> <p>ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。</p> <p>イ 市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、<u>愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。</u></p> <p>ウ 市町村及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。</p>	<p>関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p> <p>表記の整理</p>
	<p>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	<p>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	
	<p>第2節 要配慮者支援対策</p>	<p>第2節 要配慮者支援対策</p>	
81	<p>県（<u>健康福祉部、振興部、県民文化部、防災局</u>）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置</p>	<p>県（<u>福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、建設局、教育委員会</u>）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>
	<p>第3節 帰宅困難者対策</p>	<p>第3節 帰宅困難者対策</p>	
83	<p>1 県(防災局)及び市町村における措置 (略)</p> <p>3 支援体制の構築</p> <p>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。</p>	<p>1 県(防災<u>安全局</u>)及び市町村における措置 (略)</p> <p>3 支援体制の構築</p> <p>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、<u>一時滞在施設</u>（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考
	第 1 1 章 広域応援体制の整備	第 1 1 章 広域応援体制の整備	
	第 1 節 資料の整備	第 1 節 資料の整備	
85	県（防災局、各部局）及び指定地方行政機関における措置	県（防災安全局、各局）及び指定地方行政機関における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	第 2 節 広域応援体制の整備	第 2 節 広域応援体制の整備	
85	1 県（防災局）及び市町村における措置 （略） イ 民間団体等との協定 県及び市町村は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。	1 県（防災安全局）及び市町村における措置 （略） イ 民間団体等との協定 県及び市町村は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。 <u>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。</u>	愛知県の組織再編に伴う修正 防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正
	第 3 節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	第 3 節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	
86	1 県（防災局、健康福祉部）及び市町村における措置 （略） （4）医療救護活動の広域応援 （略） 県は、大規模災害等が発生した場合において、「愛知 DMAT 設置運営要領」及び「愛知 DMAT に関する協定」に基づく医療救護活動が、迅速、的確に実施できるよう災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、 <u>ドクターヘリの運用体制</u> の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。	1 県（防災安全局、保健医療局）及び市町村における措置 （略） （4）医療救護活動の広域応援 （略） 県は、大規模災害等が発生した場合において、「愛知 DMAT 設置運営要領」及び「愛知 DMAT に関する協定」に基づく医療救護活動が、迅速、的確に実施できるよう災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、 <u>ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制</u> の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。	愛知県の組織再編に伴う修正 防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正
	第 4 節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	第 4 節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）	修正原案（令和元年6月修正予定）	備考
88	1 県（防災局、各部局）及び市町村における措置	1 県（防災安全局、各局）及び市町村における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	第12章 防災訓練及び防災意識の向上	第12章 防災訓練及び防災意識の向上	
	第1節 防災訓練の実施	第1節 防災訓練の実施	
89	1 県（防災局、各部局）及び市町村等における措置	1 県（防災安全局、各局）及び市町村等における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	第2節 防災のための意識啓発・広報	第2節 防災のための意識啓発・広報	
91	<p>県（防災局、農林水産部、建設部等関係部局）、市町村及び県警察における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>県は、災害発生時等に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、市町村や民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>(略)</p> <p>オ 警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容</p> <p>カ 警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動</p>	<p>県（防災安全局、農林基盤局、建設局、都市整備局、建築局等関係局）、市町村及び県警察における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>県は、災害発生時等に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、市町村や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>(略)</p> <p>オ 警報等や避難勧告等の意味と内容</p> <p>カ 警報等発表時や避難勧告等の発令時にとるべき行動</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> <p>表記の整理</p>
	第3節 防災のための教育	第3節 防災のための教育	
93	<p>1 県（教育委員会）、市町村及び国立私立各学校等管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 児童生徒等に対する安全教育</p> <p>児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。</p>	<p>1 県（教育委員会）、市町村及び国立私立各学校等管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 児童生徒等に対する防災教育</p> <p>児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。</p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）	修正原案（令和元年6月修正予定）	備考
	(略) 2 県（防災局）における措置	(略) 2 県（防災 安全局 ）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	第13章 防災に関する調査研究の推進	第13章 防災に関する調査研究の推進	
94	防災に関する調査研究の推進 1 県（防災局、関係 部 局）及び市町村における措置	防災に関する調査研究の推進 1 県（防災 安全局 、関係局）及び市町村における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	第14章 災害救助基金の管理	第14章 災害救助基金の管理	
95	災害救助基金の管理 1 県（防災局）における措置	災害救助基金の管理 1 県（防災 安全局 ）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策	
	第1章 活動態勢（組織の動員配備）	第1章 活動態勢（組織の動員配備）	
	第1節 災害対策本部の設置・運営	第1節 災害対策本部の設置・運営	
98	1 県（防災局）における措置 (略) (2) 本部の組織・運営 (略) また、本部活動を展開する中核施設として、災害情報センターを設置するとともに、県の各 部 局は、それぞれ県災害対策本部の組織として、災害情報の収集及び伝達、応急措置、被災者の救難、救助等災害の発生防衛又は拡大の防止のための各種措置を図る。 (略) (3) 災害情報センターの立ち上げ 本部の活動を掌理するとともに、各 部 、現地本部、方面本部、防災関係機関等との連絡・調整を円滑に行い、災害対策活動を強力に推進するため、本部に災害情報センターを置く。	1 県（防災 安全局 ）における措置 (略) (2) 本部の組織・運営 (略) また、本部活動を展開する中核施設として、災害情報センターを設置するとともに、県の各局は、それぞれ県災害対策本部の組織として、災害情報の収集及び伝達、応急措置、被災者の救難、救助等災害の発生防衛又は拡大の防止のための各種措置を図る。 (略) (3) 災害情報センターの立ち上げ 本部の活動を掌理するとともに、各 局 、現地本部、方面本部、防災関係機関等との連絡・調整を円滑に行い、災害対策活動を強力に推進するため、本部に災害情報センターを置く。	愛知県の組織再編に伴う修正
	第2節 職員の派遣要請	第2節 職員の派遣要請	
100	1 県（防災局）における措置	1 県（防災 安全局 ）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	第3節 災害救助法の適用	第3節 災害救助法の適用	
101	1 県（防災局、県民文化 部 、 健康福祉部 、 建設部 、教育委員会）に	1 県（防災 安全局 、県民文化 局 、 福祉局 、 建築局 、教育委員会）に	愛知県の組織再

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考																																																																
	<p>おける措置 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置</td> <td colspan="2">県（<u>建設部</u>）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>医療、助産</td> <td>市町村（県が委任）</td> <td>県（<u>健康福祉部</u>） 日本赤十字社愛知県支部</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td>市町村（県が委任）</td> <td>県（<u>建設部</u>）</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td colspan="2" rowspan="3" style="text-align: center;">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>市町村立小・中学校等児童生徒分</td> </tr> <tr> <td>県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分</td> <td style="text-align: center;">県（<u>県民文化</u>部、教育委員会）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の設置	市町村（県が委任）		応急仮設住宅の設置	県（ <u>建設部</u> ）		(略)			医療、助産	市町村（県が委任）	県（ <u>健康福祉部</u> ） 日本赤十字社愛知県支部	被災者の救出	市町村（県が委任）		住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（ <u>建設部</u> ）	学用品の給与	市町村（県が委任）		市町村立小・中学校等児童生徒分	県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（ <u>県民文化</u> 部、教育委員会）	(略)			<p>おける措置 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置</td> <td colspan="2">県（<u>建築局</u>）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>医療、助産</td> <td>市町村（県が委任）</td> <td>県（<u>福祉局、保健医療局</u>） 日本赤十字社愛知県支部</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td>市町村（県が委任）</td> <td>県（<u>建築局</u>）</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td colspan="2" rowspan="3" style="text-align: center;">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>市町村立小・中学校等児童生徒分</td> </tr> <tr> <td>県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分</td> <td style="text-align: center;">県（<u>県民文化</u>局、教育委員会）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の設置	市町村（県が委任）		応急仮設住宅の設置	県（ <u>建築局</u> ）		(略)			医療、助産	市町村（県が委任）	県（ <u>福祉局、保健医療局</u> ） 日本赤十字社愛知県支部	被災者の救出	市町村（県が委任）		住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（ <u>建築局</u> ）	学用品の給与	市町村（県が委任）		市町村立小・中学校等児童生徒分	県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（ <u>県民文化</u> 局、教育委員会）	(略)			<p>編に伴う修正</p>
救助の種類	実施者																																																																		
	局地災害の場合	広域災害の場合																																																																	
避難所の設置	市町村（県が委任）																																																																		
応急仮設住宅の設置	県（ <u>建設部</u> ）																																																																		
(略)																																																																			
医療、助産	市町村（県が委任）	県（ <u>健康福祉部</u> ） 日本赤十字社愛知県支部																																																																	
被災者の救出	市町村（県が委任）																																																																		
住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（ <u>建設部</u> ）																																																																	
学用品の給与	市町村（県が委任）																																																																		
市町村立小・中学校等児童生徒分																																																																			
県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分			県（ <u>県民文化</u> 部、教育委員会）																																																																
(略)																																																																			
救助の種類	実施者																																																																		
	局地災害の場合	広域災害の場合																																																																	
避難所の設置	市町村（県が委任）																																																																		
応急仮設住宅の設置	県（ <u>建築局</u> ）																																																																		
(略)																																																																			
医療、助産	市町村（県が委任）	県（ <u>福祉局、保健医療局</u> ） 日本赤十字社愛知県支部																																																																	
被災者の救出	市町村（県が委任）																																																																		
住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（ <u>建築局</u> ）																																																																	
学用品の給与	市町村（県が委任）																																																																		
市町村立小・中学校等児童生徒分																																																																			
県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分			県（ <u>県民文化</u> 局、教育委員会）																																																																
(略)																																																																			
	<p>第 2 章 避難行動</p>	<p>第 2 章 避難行動</p>																																																																	
104	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)																																																					
区分	機関名	主な措置																																																																	
(略)	(略)	(略)																																																																	
区分	機関名	主な措置																																																																	
(略)	(略)	(略)																																																																	

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）			修正原案（令和元年6月修正予定）			備考
	第2節 避難の勧告・ 指示等	(略)	(略)	第2節 避難勧告等	(略)	(略)	表記の整理
	第1節 気象警報等の発表、伝達			第1節 気象警報等の発表、伝達			
105	<p>1 名古屋地方気象台における措置 名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報（ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・西日本電信電話株式会社・中部地方整備局・日本放送協会名古屋放送局に通知しなければならない。 (略)</p> <p>2 洪水予報（中部地方整備局、県（建設部）及び名古屋地方気象台等における措置） (1) 中部地方整備局及び名古屋地方気象台・岐阜地方気象台は、木曾川・長良川・庄内川（矢田川を含む）・矢作川・豊川及び豊川放水路について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。 (2) 名古屋地方気象台及び県は、新川、天白川、日光川、境川、逢妻川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。</p> <p>3 洪水に係る水位情報の周知（県（建設部）における措置） 県は、八田川、矢田川、香流川、内津川、扇川、山崎川、大山川、五条川（上流）、五条川（下流）、青木川、領内川、蟹江川、福田川、阿久比川、矢作古川、乙川、広田川、猿渡川、籠川、逢妻女川、音羽</p>			<p>1 名古屋地方気象台における措置 名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報（<u>該当する警戒レベル相当情報含む</u>。ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・西日本電信電話株式会社・中部地方整備局・日本放送協会名古屋放送局に通知しなければならない。 (略)</p> <p>2 洪水予報（中部地方整備局、県（建設局）及び名古屋地方気象台等における措置） (1) 中部地方整備局及び名古屋地方気象台・岐阜地方気象台は、木曾川・長良川・庄内川（矢田川を含む）・矢作川・豊川及び豊川放水路について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき（<u>氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報〔洪水〕）、氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）、氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）及び氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）</u>）は、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。 (2) 名古屋地方気象台及び県は、新川、天白川、日光川、境川、逢妻川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき（<u>氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報〔洪水〕）、氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）、氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）及び氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）</u>）は、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。</p> <p>3 洪水に係る水位情報の周知（県（建設局）における措置） 県は、八田川、矢田川、香流川、内津川、扇川、山崎川、大山川、五条川（上流）、五条川（下流）、青木川、領内川、蟹江川、福田川、阿久比川、矢作古川、乙川、広田川、猿渡川、籠川、逢妻女川、音羽</p>			<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p> <p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> <p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p> <p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）	修正原案（令和元年6月修正予定）	備考
107	<p>川、柳生川、梅田川、佐奈川について、当該河川の水位が氾濫危険水位※（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を関係機関に通知するとともに、県民に周知する。</p> <p>※ただし、五条川（下流）においては避難判断水位。</p> <p>4 水防警報（中部地方整備局及び県（建設部）における措置） （略）</p> <p>5 土砂災害警戒情報（名古屋地方気象台及び県（建設部）における措置） 名古屋地方気象台及び県は、分けられた区ごとに、土砂災害発生の危険度が高まったときに、共同して土砂災害警戒情報を発表し、関係機関に連絡する。</p> <p>また、県は、土砂災害警戒情報を補足し、避難勧告等の発令対象地域を特定するための参考情報として、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を市町村や住民に提供する。</p> <p>6 土砂災害緊急情報（中部地方整備局及び県（建設部）における措置） （略）</p> <p>7 県（防災局）における措置 （略）</p> <p>図1 気象・水象に関する特別警報・警報等 （略） （注）</p> <p>1 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。</p> <p>2 <u>気象庁本庁</u>から西日本電信電話株式会社には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。</p> <p>図2 イ 知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報 図中 愛知県尾張水害予防組合</p>	<p>川、柳生川、梅田川、佐奈川について、当該河川の水位が氾濫危険水位（<u>警戒レベル4相当情報 [洪水]</u>）※（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を関係機関に通知するとともに、県民に周知する。</p> <p>※ただし、五条川（下流）においては避難判断水位。</p> <p>4 水防警報（中部地方整備局及び県（建設局）における措置） （略）</p> <p>5 土砂災害警戒情報（名古屋地方気象台及び県（建設局）における措置） 名古屋地方気象台及び県は、分けられた区ごとに、土砂災害発生の危険度が高まったときに、共同して土砂災害警戒情報（<u>警戒レベル4相当情報 [土砂災害]</u>）を発表し、関係機関に連絡する。</p> <p>また、県は、土砂災害警戒情報を補足し、避難勧告等の発令対象地域を特定するための参考情報として、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を<u>該当する警戒レベル相当情報を付して</u>市町村や住民に提供する。</p> <p>6 土砂災害緊急情報（中部地方整備局及び県（建設局）における措置） （略）</p> <p>7 県（防災安全局）における措置 （略）</p> <p>図1 気象・水象に関する特別警報・警報等 （略） （注）</p> <p>1 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。</p> <p>2 <u>名古屋地方気象台</u>から西日本電信電話株式会社には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。</p> <p>図2 イ 知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報 図中 愛知県尾張水害予防組合</p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p> <p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> <p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p> <p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> <p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）	修正原案（令和元年6月修正予定）	備考
112	<p>[<u>新川</u>]・天白川・境川・逢妻川を除く]</p> <p>(略)</p> <p>図4 水位周知河川の水位情報 (避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）、氾濫発生)</p> <p>■知事が通知する水位周知河川（避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）、氾濫発生）</p> <p>(略)</p> <p>図5 土砂災害警戒情報 (略)</p> <p>(注) 土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設部砂防課が協議の上、愛知県と名古屋地方気象台が共同して発表する。</p>	<p>[天白川・境川・逢妻川を除く]</p> <p>(略)</p> <p>図4 水位周知河川の水位情報 (避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）、氾濫発生)</p> <p>■知事が通知する水位周知河川（避難判断水位（<u>警戒レベル3相当情報 [洪水]</u>）、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（<u>警戒レベル4相当情報 [洪水]</u>）、氾濫発生（<u>警戒レベル5相当情報 [洪水]</u>）</p> <p>(略)</p> <p>図5 土砂災害警戒情報（<u>警戒レベル4相当情報 [土砂災害]</u>） (略)</p> <p>(注) 土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設局砂防課が協議の上、愛知県と名古屋地方気象台が共同して発表する。</p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p> <p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>
<p>第2節 避難の勧告・指示等</p>		<p>第2節 避難勧告等</p>	
114	<p>1 市町村における措置</p> <p>(1) 避難勧告等</p>	<p>1 市町村における措置</p> <p>(1) 避難勧告等</p> <p><u>速やかに立ち退き避難を促す情報は、[警戒レベル4] 避難勧告を基本とする。</u></p> <p><u>避難勧告等を発令するにあたり、住民の周囲の状況等により、近隣の安全な場所への避難や、屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない等やむを得ない場合には、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができる。</u></p> <p><u>また、災害が発生した場合は、可能な範囲で一定の区域ごとの災害を発表し、居住者等に命を守るための最善の行動をとるよう呼びかける。</u></p> <p><u>ア [警戒レベル5] 災害発生情報</u></p> <p><u>河川管理者や水防団等と連携して巡視等を行った結果、堤防の決壊や越水・溢水、急傾斜地の崩壊や土石流等の災害が実際に発生している状況を市町村が把握した場合に、可能な範囲で発令する。</u></p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考
	<p><u>ア</u> 避難勧告・避難指示（緊急） 気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・避難指示（緊急）を発令するものとする。 その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が<u>発生し、又は</u>発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを勧告又は指示する。</p> <p>(略)</p> <p><u>イ</u> 避難準備・高齢者等避難開始 一般住民に対して避難準備（避難所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める。 また、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて避難場所を開設する。</p> <p><u>ウ</u> 屋内安全確保 <u>周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができる。ただし、土砂災害については、避難場所に立退き避難することが原則となる。</u></p> <p>エ 対象地域の設定 避難勧告等が発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。</p> <p>オ 避難勧告等の伝達 避難勧告等が発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p>	<p><u>イ</u> <u>〔警戒レベル4〕</u> 避難勧告・避難指示（緊急） 気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な<u>〔警戒レベル4〕</u> 避難勧告・避難指示（緊急）を発令するものとする。 その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを勧告又は指示する。</p> <p>(略)</p> <p><u>ウ</u> <u>〔警戒レベル3〕</u> 避難準備・高齢者等避難開始 一般住民に対して避難準備（避難所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める。 また、必要に応じ、<u>〔警戒レベル3〕</u> 避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて避難場所を開設する。 <u>なお、夜間、早朝に避難勧告等が発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において〔警戒レベル3〕避難準備・高齢者避難開始を発令する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>エ 対象地域の設定 避難勧告等が発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。</p> <p>オ 避難勧告等の伝達 避難勧告等が発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて<u>5段階の警戒レベルを付記するとともに</u>避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p>	

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）	修正原案（令和元年6月修正予定）	備考																
	<p>局)における措置 (略) 4 災害派遣要請等手続系統 図中 防災局</p> <p>(注) 市町村(名古屋市を除く)は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事(防災局)に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部・支部(東三河総局・県民事務所等)へも連絡すること。</p>	<p>航空局)における措置 (略) 4 災害派遣要請等手続系統 図中 防災安全局</p> <p>(注) 市町村(名古屋市を除く)は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事(防災安全局)に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部・支部(東三河総局・県民事務所等)へも連絡すること。</p>	編に伴う修正																
	第4節 ボランティアの受入	第4節 ボランティアの受入																	
137	1 県(防災局)における措置	1 県(防災安全局)における措置	愛知県の組織再編に伴う修正																
	第5節 防災活動拠点の確保	第5節 防災活動拠点の確保																	
139	1 県(防災局)及び市町村における措置	1 県(防災安全局)及び市町村における措置	愛知県の組織再編に伴う修正																
	第5章 救出・救助対策	第5章 救出・救助対策																	
	第1節 救出・救助活動	第1節 救出・救助活動																	
142	3 県(防災局)における措置	3 県(防災安全局)における措置	愛知県の組織再編に伴う修正																
	第3節 航空機の活用	第3節 航空機の活用																	
145	2 愛知県防災ヘリコプターの活用 (1) 県(防災局)における措置	2 愛知県防災ヘリコプターの活用 (1) 県(防災 安全 局)における措置	愛知県の組織再編に伴う修正																
	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策																	
148	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1節 医療救護</td> <td>県</td> <td>(略) 1(10) DPAT調整本部の設置 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 医療救護	県	(略) 1(10) DPAT調整本部の設置 (略)	(略)		<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1節 医療救護</td> <td>県</td> <td>(略) 1(10) DPAT県調整本部の設置 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 医療救護	県	(略) 1(10) DPAT 県 調整本部の設置 (略)	(略)		表記の整理
区分	機関名	主な措置																	
第1節 医療救護	県	(略) 1(10) DPAT調整本部の設置 (略)																	
	(略)																		
区分	機関名	主な措置																	
第1節 医療救護	県	(略) 1(10) DPAT 県 調整本部の設置 (略)																	
	(略)																		

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）	修正原案（令和元年6月修正予定）	備考
	第1節 医療救護	第1節 医療救護	
148	<p>1 県（健康福祉部）における措置 (略) (9) 県域を越えた協力体制の確立 (略) なお、全国からの災害派遣医療チーム（DMAT）は、派遣後の被災地内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行うこととなっている。（遠方の災害派遣医療チーム（DMAT）の参集に当たっては、ドクターヘリを含めた空路参集も考慮） (10) DPAT（災害派遣精神医療チーム）調整本部の設置 県は、災害医療調整本部の下に、DPAT調整本部を設置する。</p>	<p>1 県（保健医療局）における措置 (略) (9) 県域を越えた協力体制の確立 (略) なお、全国からの災害派遣医療チーム（DMAT）は、派遣後の被災地域内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行うこととなっている。（遠方の災害派遣医療チーム（DMAT）の参集に当たっては、ドクターヘリを含めた空路参集も考慮） (10) DPAT（災害派遣精神医療チーム）県調整本部の設置 県は、災害医療調整本部の下に、DPAT県調整本部を設置する。</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正 防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正 表記の整理</p>
	第2節 防疫・保健衛生	第2節 防疫・保健衛生	
153	<p>1 県（健康福祉部）における措置 (略) (6) 応援体制 ア 被災市町村を管轄する保健所は、防疫活動を実施するに当たり、人的能力に不足があると認められた場合は、健康福祉部に対し、隣接又は全保健所の職員の派遣依頼をする。 (略) <u>(追加)</u></p> <p>9 応援協力関係 (略) (8) 県は、DPATの派遣について、必要と認めるときは、国及び他</p>	<p>1 県（保健医療局）における措置 (略) (6) 応援体制 ア 被災市町村を管轄する保健所は、防疫活動を実施するに当たり、人的能力に不足があると認められた場合は、保健医療局に対し、隣接又は全保健所の職員の派遣依頼をする。 (略) 9 災害時健康危機管理の全体調整 <u>(1) 県は、県の行う防疫・保健活動及び市町村の行う防疫・保健活動の支援といった健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整を行う。</u> <u>(2) 県は、必要があると認められるときは、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）を編成・派遣する。</u></p> <p>10 応援協力関係 (略) (8) 県は、DPATの派遣について、必要と認めるときは、国及び他</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正 災害時健康危機管理支援チーム活動要領（厚生労働省）の制定及び防災基本計画の修正を踏まえた修正。</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考																																								
	<p>都道府県に対し、DPATの派遣を要請するものとする。 <u>(追加)</u></p> <p>(9) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。</p>	<p>都道府県に対し、DPATの派遣を要請するものとする。 <u>(9) 県は必要に応じて、中核市に対してDHEATの編成・派遣等を依頼するとともに、必要と認めるときは、国及び他の都道府県に対し、DHEATの派遣を要請するものとする。</u></p> <p>(10) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。</p>																																									
	第 7 章 交通の確保・緊急輸送対策	第 7 章 交通の確保・緊急輸送対策																																									
156	<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="248 504 808 1002"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>被害発生中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>備 中 局 部 地 方 整</td> <td>(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保 (略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保(※) (略)</td> </tr> <tr> <td>市 町 村</td> <td>○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="248 1193 1077 1428"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 6 節 緊急輸送手 段の確保</td> <td>県</td> <td>3(1) 必要に応じ県各部局の車両集中管理 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	被害発生中	備 中 局 部 地 方 整	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保 (略)	県	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保(※) (略)	市 町 村	○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保	区 分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第 6 節 緊急輸送手 段の確保	県	3(1) 必要に応じ県各 部 局の車両集中管理 (略)		(略)	(略)	<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1133 504 1693 1002"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>被害発生中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>備 中 局 部 地 方 整</td> <td>(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 (略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保(※) (略)</td> </tr> <tr> <td>市 町 村</td> <td>○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1133 1193 1962 1428"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 6 節 緊急輸送手 段の確保</td> <td>県</td> <td>3(1) 必要に応じ県各局の車両集中管理 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	被害発生中	備 中 局 部 地 方 整	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路 等 の機能の確保 (略)	県	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路 等 の機能確保(※) (略)	市 町 村	○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路 等 の機能確保	区 分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第 6 節 緊急輸送手 段の確保	県	3(1) 必要に応じ県各局の車両集中管理 (略)		(略)	(略)	<p>道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正</p> <p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>
機関名	被害発生中																																										
備 中 局 部 地 方 整	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保 (略)																																										
県	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保(※) (略)																																										
市 町 村	○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保																																										
区 分	機関名	主な措置																																									
(略)	(略)	(略)																																									
第 6 節 緊急輸送手 段の確保	県	3(1) 必要に応じ県各 部 局の車両集中管理 (略)																																									
	(略)	(略)																																									
機関名	被害発生中																																										
備 中 局 部 地 方 整	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路 等 の機能の確保 (略)																																										
県	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路 等 の機能確保(※) (略)																																										
市 町 村	○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路 等 の機能確保																																										
区 分	機関名	主な措置																																									
(略)	(略)	(略)																																									
第 6 節 緊急輸送手 段の確保	県	3(1) 必要に応じ県各局の車両集中管理 (略)																																									
	(略)	(略)																																									

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考
	第 1 節 道路交通規制等	第 1 節 道路交通規制等	
160	1 県警察における措置 (略) (5) 緊急通行車両の確認等 (略) イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。	1 県警察における措置 (略) (5) 緊急通行車両の確認等 (略) イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出するものとする。	愛知県の組織再編に伴う修正
	第 2 節 道路施設対策	第 2 節 道路施設対策	
161	1 中部地方整備局における措置 (略) (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保 ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。 イ 緊急輸送道路について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。 (略) 3 県（建設部）における措置 (略) (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。 イ 緊急輸送道路について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。 (略) キ 応急工事の実施が困難な場合、自衛隊に応急工事の実施につき応援を要求する。	1 中部地方整備局における措置 (略) (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。 イ 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。 (略) 3 県（建設局）における措置 (略) (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。 イ 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。 (略) キ 応急工事の実施が困難な場合、自衛隊に応急工事の実施につき応援を要求する。 ク 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実	道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正 愛知県の組織再編に伴う修正 道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考
	<p><u>（追加）</u> （略） 6 市町村における措置 （略） （2）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</p>	<p><u>施が困難な場合、国に代行を要請する。</u> （略） 6 市町村における措置 （略） （2）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路<u>等</u>の機能確保</p>	
	第 4 節 港湾・漁港施設対策	第 4 節 港湾・漁港施設対策	
166	<p>1 港湾・漁港管理者（県、市町村、名古屋港管理組合）における措置 （略） （5）航路啓開の実施 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等に沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、<u>現地災害対策本部等</u>に報告するとともに、障害物除去による航路啓開に努める。</p>	<p>1 港湾・漁港管理者（県、市町村、名古屋港管理組合）における措置 （略） （5）航路啓開の実施 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等に沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、<u>国（国土交通省、農林水産省）</u>に報告するとともに、障害物除去による航路啓開に努める。</p>	防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正
	第 6 節 緊急輸送手段の確保	第 6 節 緊急輸送手段の確保	
167	<p>3 県（防災局、各<u>部</u>局）における措置 （1）各<u>部</u>局は、それぞれの配車計画及び運用計画により所管の車両等を運用するものとするが、必要に応じて災害対策本部長が集中管理して運用する。</p>	<p>3 県（防災<u>安全</u>局、各局）における措置 （1）各局は、それぞれの配車計画及び運用計画により所管の車両等を運用するものとするが、必要に応じて災害対策本部長が集中管理して運用する。</p>	愛知県の組織再編に伴う修正
	第 8 章 水害防除対策	第 8 章 水害防除対策	
	第 1 節 水防	第 1 節 水防	
171	<p>（水防活動） 1 水防管理者、ダム・ため池・水門・こう門等の管理者、河川管理者、海岸管理者及びため池管理者における措置 （略） キ 緊急通行 <u>水防団等</u>並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地</p>	<p>（水防活動） 1 水防管理者、ダム・ため池・水門・こう門等の管理者、河川管理者、海岸管理者及びため池管理者における措置 （略） キ 緊急通行 <u>水防団長、水防団員及び消防機関に属する者</u>並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時</p>	表記の整理

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）	修正原案（令和元年6月修正予定）	備考																		
	<p>や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。</p> <p>ク 公用負担</p> <p><u>水防団長等並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要があるときは、水防の現場において、必要な土地を一時利用し、土石等の資材を使用し、車両・運搬用機器・排水機器を使用することができ、水防管理団体は、それにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。</u></p>	<p>は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。</p> <p>ク 公用負担</p> <p><u>水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使できる。</u></p> <p>①必要な土地の一時使用 ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用 ③車両その他の運搬用機器の使用 ④排水用機器の使用 ⑤工作物その他の障害物の処分</p> <p><u>また、水防管理者から委任を受けた者は、上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。</u></p> <p><u>水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、その損失を補償するものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p>																		
	<p>第2節 防災営農</p>	<p>第2節 防災営農</p>																			
172	<p>（農地及び農業用施設に対する応急措置）</p> <p>1 県（農林水産部）、市町村、独立行政法人水資源機構中部支社及び土地改良区における措置 （略）</p> <p>2 県（農林水産部）、市町村及び農業協同組合における措置 （略）</p> <p>3 県（農林水産部）、市町村及び畜産関係団体における措置 （略）</p> <p>4 県（農林水産部）、市町村及び森林組合における措置</p>	<p>（農地及び農業用施設に対する応急措置）</p> <p>1 県（農林基盤局）、市町村、独立行政法人水資源機構中部支社及び土地改良区における措置 （略）</p> <p>2 県（農業水産局）、市町村及び農業協同組合における措置 （略）</p> <p>3 県（農業水産局）、市町村及び畜産関係団体における措置 （略）</p> <p>4 県（農林基盤局）、市町村及び森林組合における措置</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>																		
	<p>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	<p>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>																			
177	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="248 1313 1077 1441"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節</td> <td>県、市町村</td> <td>1(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第3節	県、市町村	1(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1133 1313 1962 1441"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節</td> <td>県、市町村</td> <td>1(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第3節	県、市町村	1(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始	<p>防災基本計画の修正（H30.6）に</p>
区分	機関名	主な措置																			
(略)	(略)	(略)																			
第3節	県、市町村	1(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始																			
区分	機関名	主な措置																			
(略)	(略)	(略)																			
第3節	県、市町村	1(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始																			

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）			修正原案（令和元年6月修正予定）			備考
	帰宅困難者対策		しない」旨の広報及び滞在場所の確保等（略） 2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員、学生、顧客等の一斉帰宅の抑制	帰宅困難者対策	事業者、学校等	しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等（略） 2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員、学生、顧客等の一斉帰宅の抑制	伴う修正
第1節 避難所の開設・運営							
177	1 市町村における措置 (1) 避難所の開設 市町村は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。 (略) (4) 避難所の運営 (略) 2 県（防災局）における措置			1 市町村における措置 (1) 避難所の開設 市町村は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。 <u>ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則開設しないものとする。</u> (略) (4) 避難所の運営 (略) 2 県（防災安全局）における措置			防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正 愛知県の組織再編に伴う修正
第2節 要配慮者支援対策							
179	2 県（健康福祉部、県民文化部）における措置			2 県（福祉局、保健医療局、県民文化局）における措置			愛知県の組織再編に伴う修正
第3節 帰宅困難者対策							
180	1 県（防災局）及び市町村における措置 (1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び滞在場所の確保等 県及び市町村は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、			1 県（防災安全局）及び市町村における措置 (1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等 県及び市町村は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、			愛知県の組織再編に伴う修正 防災基本計画の修正（H30.6）に

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）	修正原案（令和元年6月修正予定）	備考
	帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。 また、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行う。	帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。 また、必要に応じて、 <u>一時滞在施設</u> （ <u>滞在場所</u> ）の確保等の支援を行う。	伴う修正
	第10章 水・食品・生活必需品等の供給	第10章 水・食品・生活必需品等の供給	
	第1節 給水	第1節 給水	
183	2 県（<u>健康福祉部</u>、企業庁）における措置	2 県（<u>保健医療局</u>、企業庁）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	第2節 食品の供給	第2節 食品の供給	
184	1 市町村における措置 （略） 炊き出し用として米穀を確保する手順図中 愛知県知事（ <u>農林水産部</u> 食育消費流通課） （略） 2 県（防災局、<u>農林水産部</u>、<u>産業労働部</u>）における措置	1 市町村における措置 （略） 炊き出し用として米穀を確保する手順図中 愛知県知事（ <u>農業水産局</u> 食育消費流通課） （略） 2 県（防災<u>安全局</u>、<u>農業水産局</u>、<u>経済産業局</u>）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	第3節 生活必需品の供給	第3節 生活必需品の供給	
185	2 県（防災局、<u>農林水産部</u>、<u>産業労働部</u>）における措置	2 県（防災<u>安全局</u>、<u>農業水産局</u>、<u>経済産業局</u>）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	第11章 環境汚染防止及び地域安全対策	第11章 環境汚染防止及び地域安全対策	
	第1節 環境汚染防止対策	第1節 環境汚染防止対策	
187	県（<u>環境部</u>）における措置 （略） (2) 関係機関への情報の提供及び事業者への指導 環境汚染事故発生時には、県（ <u>環境部</u> ）が保有する各事業所の有害物質等の情報について（略）	県（<u>環境局</u>）における措置 （略） (2) 関係機関への情報の提供及び事業者への指導 環境汚染事故発生時には、県（ <u>環境局</u> ）が保有する各事業所の有害物質等の情報について（略）	愛知県の組織再編に伴う修正
	第12章 遺体の取扱い	第12章 遺体の取扱い	
	第2節 遺体の処理	第2節 遺体の処理	
191	2 県（防災局、<u>健康福祉部</u>）における措置	2 県（防災<u>安全局</u>、<u>保健医療局</u>）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	第3節 遺体の埋火葬	第3節 遺体の埋火葬	
192	2 県（防災局、<u>健康福祉部</u>）における措置	2 県（防災<u>安全局</u>、<u>保健医療局</u>）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）	修正原案（令和元年6月修正予定）	備考
			編に伴う修正
	第13章 ライフライン施設等の応急対策	第13章 ライフライン施設等の応急対策	
	第3節 上水道施設対策	第3節 上水道施設対策	
197	水道事業者（県（ 健康福祉部 、企業庁）及び市町村）における措置	県（保健医療局）、水道事業者（企業庁及び市町村）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正 （表記の整理）
	第5節 下水道施設対策	第5節 下水道施設対策	
198	下水道管理者（県（ 建設部 ）及び市町村）における措置	下水道管理者（県（ 建設局 ）及び市町村）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	第6節 通信施設の応急措置	第6節 通信施設の応急措置	
198	<p>1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p> <p><u>(1) 可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。</u></p> <p><u>(2) 交換機被災ビルには、非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、復旧を図る。</u></p> <p><u>(3) 電力設備被災ビルには、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。</u></p> <p><u>(4) 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置による復旧を図る。</u></p> <p>（略）</p> <p>3 県（防災局）、市町村及び防災関係機関における措置</p>	<p>1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p> <p><u>(1) 西日本電信電話株式会社</u></p> <p><u>ア 可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。</u></p> <p><u>イ 交換機被災ビルには、非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、復旧を図る。</u></p> <p><u>ウ 電力設備被災ビルには、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。</u></p> <p><u>エ 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置による復旧を図る。</u></p> <p><u>(2) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u></p> <p><u>ア 応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。</u></p> <p><u>イ 電力設備被災ビルには、移動電源車を使用し、復旧を図る。</u></p> <p>（略）</p> <p>3 県（防災安全局、総務局）、市町村及び防災関係機関における措置</p>	表記の整理
			愛知県の組織再

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考
	<p>無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。</p> <p>なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。</p>	<p>無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。</p> <p>なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。</p> <p><u>また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料公衆無線 LAN を認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。</u></p>	<p>編に伴う修正</p> <p>第 3 次地震対策アクションプランの改訂に基づく修正</p>
	<p>第 1 4 章 海上災害対策</p>	<p>第 1 4 章 海上災害対策</p>	
<p>205</p>	<p>海上災害対策 （略）</p> <p>6 県（農林水産部、建設部、防災局）における措置 （略）</p> <p>(3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 防災航空隊は、自ら又は沿岸市町村等から「愛知県防災ヘリコプター支援協定」に基づく防災ヘリコプターを出動させ、救急救助活動、消防活動等の応急対策活動を実施する。 （略）</p> <p>1 0 情報の伝達系統 海上災害が発生した場合における情報の収集、伝達系統は次のとおりである。 なお、海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、関係事業者等は直ちに第四管区海上保安本部（118 番）に通報する。</p>	<p>海上災害対策 （略）</p> <p>6 県（農業水産局、建設局、防災安全局）における措置 （略）</p> <p>(3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 防災航空隊は、自ら又は沿岸市町村等から「愛知県防災ヘリコプター支援協定」に基づく<u>依頼により</u>防災ヘリコプターを出動させ、救急救助活動、消防活動等の応急対策活動を実施する。 （略）</p> <p>1 0 情報の伝達系統 海上災害が発生した場合における情報の収集、伝達系統は次のとおりである。 なお、海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、関係事業者等は直ちに第四管区海上保安本部（118 番）に通報する。</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> <p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考																		
	図中：愛知県 防災局 <u>農林水産部</u> 水産課 その他関係課室	図中：愛知県 防災 <u>安全</u> 局 <u>農業水産局</u> 水産課 その他関係課室	愛知県の組織再編に伴う修正																		
	第 15 章 航空災害対策	第 15 章 航空災害対策																			
210	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="248 467 1079 896"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 2 節 愛知県名古屋飛行場</td> <td>県(名古屋空港事務所)</td> <td> (略) 1(5) 日本赤十字社愛知県支部に対する救護班の派遣要請 <u>(追加)</u> 1(6) 救難救助隊の編成及び救護所・遺体安置所の設置 1(7) 滑走路等の使用の一時停止措置 </td> </tr> </tbody> </table> <p>3 情報の伝達系統（中部国際空港）</p> <p>図中：藤田<u>保健衛生</u>大学病院 愛知県<u>健康福祉部</u>保健医療局医務課 愛知県<u>振興部</u>航空対策課 愛知県建設<u>部</u>港湾課</p>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第 2 節 愛知県名古屋飛行場	県(名古屋空港事務所)	(略) 1(5) 日本赤十字社愛知県支部に対する救護班の派遣要請 <u>(追加)</u> 1(6) 救難救助隊の編成及び救護所・遺体安置所の設置 1(7) 滑走路等の使用の一時停止措置	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1135 467 1966 896"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 2 節 愛知県名古屋飛行場</td> <td>県(名古屋空港事務所)</td> <td> (略) 1(5) 日本赤十字社愛知県支部に対する救護班の派遣要請 1(6) <u>愛知県歯科医師会に対する歯科医療救護班の派遣要請</u> 1(7) 救難救助隊の編成及び救護所・遺体安置所の設置 1(8) 滑走路等の使用の一時停止措置 </td> </tr> </tbody> </table> <p>3 情報の伝達系統（中部国際空港）</p> <p>図中：藤田<u>医科</u>大学病院 愛知県保健医療局医務課 愛知県<u>建設局</u>航空対策課 愛知県建設<u>局</u>港湾課</p>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第 2 節 愛知県名古屋飛行場	県(名古屋空港事務所)	(略) 1(5) 日本赤十字社愛知県支部に対する救護班の派遣要請 1(6) <u>愛知県歯科医師会に対する歯科医療救護班の派遣要請</u> 1(7) 救難救助隊の編成及び救護所・遺体安置所の設置 1(8) 滑走路等の使用の一時停止措置	<p>「愛知県名古屋飛行場緊急計画」の改正に伴う修正。</p> <p>組織名の改称</p> <p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>
区分	機関名	主な措置																			
(略)	(略)	(略)																			
第 2 節 愛知県名古屋飛行場	県(名古屋空港事務所)	(略) 1(5) 日本赤十字社愛知県支部に対する救護班の派遣要請 <u>(追加)</u> 1(6) 救難救助隊の編成及び救護所・遺体安置所の設置 1(7) 滑走路等の使用の一時停止措置																			
区分	機関名	主な措置																			
(略)	(略)	(略)																			
第 2 節 愛知県名古屋飛行場	県(名古屋空港事務所)	(略) 1(5) 日本赤十字社愛知県支部に対する救護班の派遣要請 1(6) <u>愛知県歯科医師会に対する歯科医療救護班の派遣要請</u> 1(7) 救難救助隊の編成及び救護所・遺体安置所の設置 1(8) 滑走路等の使用の一時停止措置																			
	第 2 節 愛知県名古屋飛行場	第 2 節 愛知県名古屋飛行場																			
214	<p>1 県(名古屋空港事務所)における措置 (略) (5) 日本赤十字社愛知県支部に対する救護班の派遣要請</p>	<p>1 県(名古屋空港事務所)における措置 (略) (5) 日本赤十字社愛知県支部に対する救護班の派遣要請</p>																			

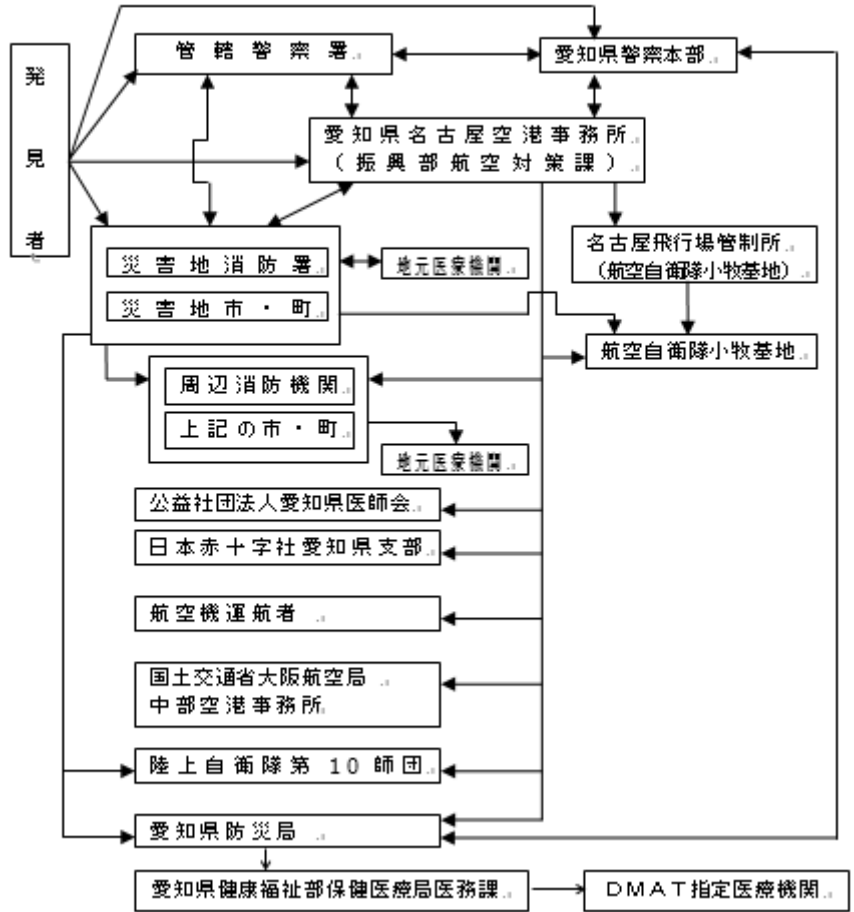
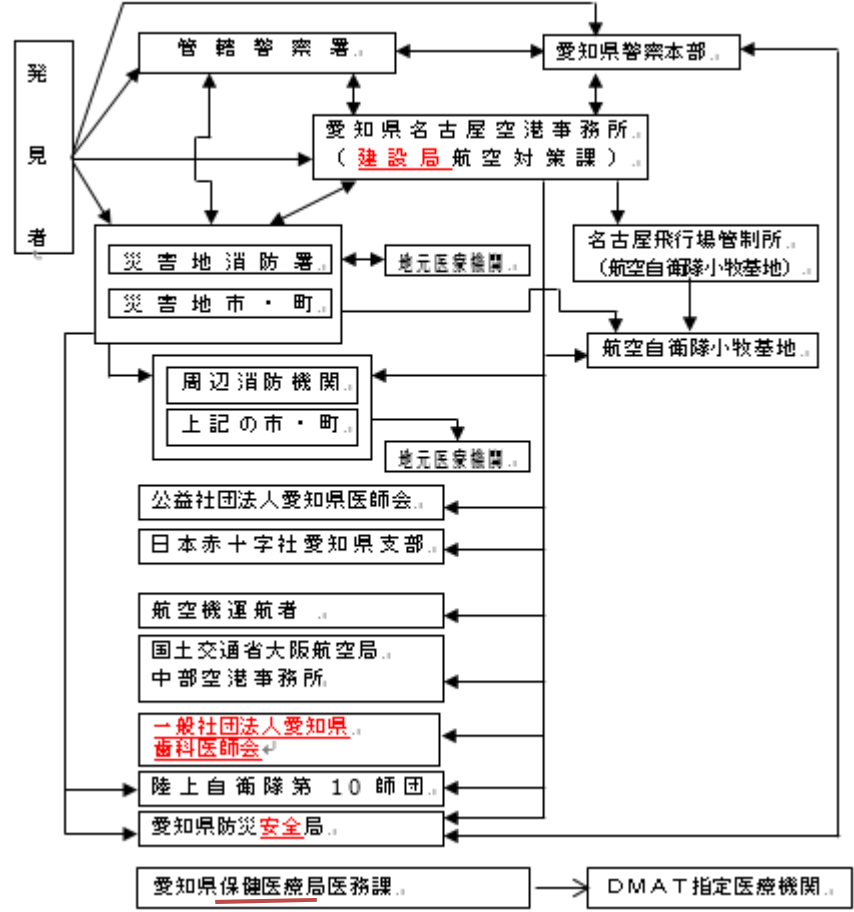
風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考
3	<p>空港内及びその周辺において、航空機事故により多数の死者数が発生した場合は、「愛知県名古屋飛行場及びその周辺における航空機事故に対する応急救護活動に関する協定」に基づき、日本赤十字社愛知県支部に対して、救護班の派遣を要請する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(6) 救難救助隊の編成及び救護所・遺体安置所の設置</p> <p>(略)</p> <p>(7) 滑走路等の使用の一時停止措置</p> <p>(略)</p> <p>3 情報の伝達系統（愛知県名古屋飛行場）</p>	<p>空港内及びその周辺において、航空機事故により多数の死傷者が発生した場合は、「愛知県名古屋飛行場及びその周辺における航空機事故に対する応急救護活動に関する協定」に基づき、日本赤十字社愛知県支部に対して、救護班の派遣を要請する。</p> <p>(6) <u>愛知県歯科医師会に対する歯科医療救護班の派遣要請</u> <u>空港及び空港周辺において、航空機事故により多数の負傷者が発生した場合は、「災害時の歯科医療救護に関する協定」に基づき、愛知県歯科医師会に対して、歯科医療救護班の派遣を要請する。</u></p> <p>(7) 救難救助隊の編成及び救護所・遺体安置所の設置</p> <p>(略)</p> <p>(8) 滑走路等の使用の一時停止措置</p> <p>(略)</p> <p>3 情報の伝達系統（愛知県名古屋飛行場）</p>	<p>表記の整理</p> <p>「愛知県名古屋飛行場緊急計画」の改正に伴う修正。</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考
	<p>(1) 飛行場内で航空機事故が発生した場合</p> <p>名古屋飛行場管制所（航空自衛隊小牧基地）</p> <p>航空自衛隊小牧基地</p> <p>愛知県名古屋空港事務所 （振興部航空対策課）</p> <p>尾張中北消防指令センター （西春日井広域事務組合消防本部、小牧市消防本部、春日井市消防本部、名古屋市消防局）</p> <p>三菱重工業㈱小牧南工場</p> <p>愛知県警察本部</p> <p>公益社団法人愛知県医師会 → 地元医師会</p> <p>日本赤十字社愛知県支部</p> <p>愛知県名古屋飛行場救難救助隊</p> <p>航空機運航者</p> <p>国土交通省航空局</p> <p>国土交通省大阪航空局</p> <p>国土交通省大阪航空局 中部空港事務所</p> <p>陸上自衛隊第 10 師団</p> <p>小牧市民病院</p> <p>豊山町、春日井市、小牧市、名古屋市、江南市、岩倉市、 犬山市、北名古屋市、大口町</p> <p>愛知県防災局</p> <p>愛知県健康福祉部保健医療局医務課 → DMAT 指定医療機関 伝達手段</p>	<p>(1) 飛行場内で航空機事故が発生した場合</p> <p>名古屋飛行場管制所（航空自衛隊小牧基地）</p> <p>航空自衛隊小牧基地</p> <p>愛知県名古屋空港事務所 （建設局航空対策課）</p> <p>尾張中北消防指令センター （西春日井広域事務組合消防本部、小牧市消防本部、春日井市消防本部、名古屋市消防局）</p> <p>三菱重工業㈱小牧南工場</p> <p>愛知県警察本部</p> <p>公益社団法人愛知県医師会 → 地元医師会</p> <p>日本赤十字社愛知県支部</p> <p>救急救命センター※</p> <p>愛知県名古屋飛行場救難救助隊 ※救急救命センター</p> <p>航空機運航者</p> <p>小牧市民病院</p> <p>春日井市民病院</p> <p>独立行政法人国立病院機構名古屋</p> <p>医療センター愛知医科大学病院</p> <p>独立行政法人地域医療機能推進機構中京病院</p> <p>陸上自衛隊第 10 師団</p> <p>豊山町、春日井市、小牧市、名古屋市、江南市、岩倉市、 犬山市、北名古屋市、大口町</p> <p>愛知県防災安全局</p> <p>愛知県保健医療局医務課 → DMAT 指定医療機関</p> <p>一般社団法人愛知県歯科医師会</p>	<p>「愛知県名古屋飛行場緊急計画」の改正に伴う修正。</p> <p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考
	<p>(2) 飛行場周辺で航空機事故が発生した場合</p>  <p>(3) 飛行場周辺で自衛隊機の事故が発生した場合 図中：愛知県健康福祉部保健医療局医務課 愛知県防災局 愛知県振興部航空対策課</p>	<p>(2) 飛行場周辺で航空機事故が発生した場合</p>  <p>(3) 飛行場周辺で自衛隊機の事故が発生した場合 図中：愛知県保健医療局医務課 愛知県防災安全局 愛知県建設局航空対策課</p>	<p>「愛知県名古屋飛行場緊急計画」の改正に伴う修正。</p> <p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）	修正原案（令和元年6月修正予定）	備考
	第3節 中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通	第3節 中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通	
217	<p>1 県（<u>振興部</u>、防災局、<u>健康福祉部</u>）における措置 （略）</p> <p>5 伝達系統（その他の地域で事故が発生した場合） (1) 民間航空機の場合 図中：愛知県防災局 愛知県<u>健康福祉部</u>保健医療局医務課 (2) 自衛隊機の場合 図中：愛知県<u>振興部</u>航空対策課 愛知県防災局 愛知県<u>健康福祉部</u>保健医療局医務課</p>	<p>1 県（<u>建設局</u>、防災<u>安全局</u>、<u>保健医療局</u>）における措置 （略）</p> <p>5 伝達系統（その他の地域で事故が発生した場合） (1) 民間航空機の場合 図中：愛知県防災<u>安全局</u> 愛知県保健医療局医務課 (2) 自衛隊機の場合 図中：愛知県<u>建設局</u>航空対策課 愛知県防災<u>安全局</u> 愛知県保健医療局医務課</p>	愛知県の組織再編に伴う修正
	第16章 鉄道災害対策	第16章 鉄道災害対策	
223	<p>鉄道災害対策 （略）</p> <p>3 県（防災局、<u>健康福祉部</u>）における措置 （略）</p> <p>7 情報の伝達系統 図中：愛知県防災局</p>	<p>鉄道災害対策 （略）</p> <p>3 県（防災<u>安全局</u>、<u>保健医療局</u>）における措置 （略）</p> <p>7 情報の伝達系統 図中：愛知県防災<u>安全局</u></p>	愛知県の組織再編に伴う修正
	第17章 道路災害対策	第17章 道路災害対策	
228	<p>道路災害対策</p> <p>1 道路管理者（中部地方整備局、県（<u>建設部</u>）、市町村、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）における措置 （略）</p> <p>3 県（<u>建設部</u>、防災局、<u>健康福祉部</u>）における措置 （略）</p> <p>7 情報の伝達系統 図中：愛知県防災局</p>	<p>道路災害対策</p> <p>1 道路管理者（中部地方整備局、県（<u>建設局</u>）、市町村、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）における措置 （略）</p> <p>3 県（<u>建設局</u>、防災<u>安全局</u>、<u>保健医療局</u>）における措置 （略）</p> <p>7 情報の伝達系統 図中：愛知県防災<u>安全局</u></p>	愛知県の組織再編に伴う修正

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考																														
231	<p>第 18 章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策</p> <p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>被害発生中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td> ○県への通報 ○危険物所有者等への危害防止措置の命令 ○警察用航空機等による情報収集 </td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>危険物等施設</td> <td>県警察</td> <td> 2(1) 県への通報 2(2) 危険物所有者等への危害防止措置の命令 2(3) 警察用航空機等による情報収動 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	被害発生中	(略)	(略)	県警察	○県への通報 ○危険物所有者等への危害防止措置の命令 ○警察用航空機等による情報収集	区分	機関名	主な措置	第 1 節	(略)	(略)	危険物等施設	県警察	2(1) 県への通報 2(2) 危険物所有者等への危害防止措置の命令 2(3) 警察用航空機等による情報収動	<p>第 18 章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策</p> <p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>被害発生中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td> ○県への通報 ○危険物等所有者への危害防止のための措置等 ○警察用航空機等による情報収集 </td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>危険物等施設</td> <td>県警察</td> <td> 2(1) 県への通報 2(2) 危険物等所有者への危害防止のための措置等 2(3) 警察用航空機等による情報収動 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	被害発生中	(略)	(略)	県警察	○県への通報 ○危険物等所有者への危害防止のための措置等 ○警察用航空機等による情報収集	区分	機関名	主な措置	第 1 節	(略)	(略)	危険物等施設	県警察	2(1) 県への通報 2(2) 危険物等所有者への危害防止のための措置等 2(3) 警察用航空機等による情報収動	表記の整理
機関名	被害発生中																																
(略)	(略)																																
県警察	○県への通報 ○危険物所有者等への危害防止措置の命令 ○警察用航空機等による情報収集																																
区分	機関名	主な措置																															
第 1 節	(略)	(略)																															
危険物等施設	県警察	2(1) 県への通報 2(2) 危険物所有者等への危害防止措置の命令 2(3) 警察用航空機等による情報収動																															
機関名	被害発生中																																
(略)	(略)																																
県警察	○県への通報 ○危険物等所有者への危害防止のための措置等 ○警察用航空機等による情報収集																																
区分	機関名	主な措置																															
第 1 節	(略)	(略)																															
危険物等施設	県警察	2(1) 県への通報 2(2) 危険物等所有者への危害防止のための措置等 2(3) 警察用航空機等による情報収動																															
	第 1 節 危険物等施設	第 1 節 危険物等施設																															
233	<p>2 県警察における措置</p> <p>(1) 県への通報 県へ災害発生について、直ちに通報する。</p> <p>(2) 危険物所有者等への危害防止措置の命令 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し危害防止のための必要な措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。</p> <p>(略)</p> <p>3 県（防災局、健康福祉部）における措置</p>	<p>2 県警察における措置</p> <p>(1) 県への通報 県へ災害発生について、直ちに通報する。</p> <p>(2) 危険物等所有者への危害防止のための措置等 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し危害防止のための必要な措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。</p> <p>(略)</p> <p>3 県（防災安全局、保健医療局）における措置</p>	表記の整理 愛知県の組織再編に伴う修正																														

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考																																						
	第 3 節 危険物等積載船舶	第 3 節 危険物等積載船舶																																							
234	3 県警察、県（防災局、<u>健康福祉部</u>）及び市町村における措置	3 県警察、県（防災<u>安全局</u>、<u>保健医療局</u>）及び市町村における措置	愛知県の組織再編に伴う修正																																						
	第 19 章 高圧ガス災害対策	第 19 章 高圧ガス災害対策																																							
	第 1 節 高圧ガス施設	第 1 節 高圧ガス施設																																							
237	3 県（防災局）及び名古屋市における措置	3 県（防災<u>安全局</u>）及び名古屋市における措置	愛知県の組織再編に伴う修正																																						
	第 2 節 高圧ガス積載車両	第 2 節 高圧ガス積載車両																																							
238	1 高圧ガス輸送業者、県警察、県（防災局）及び市町村における措置	1 高圧ガス輸送業者、県警察、県（防災<u>安全局</u>）及び市町村における措置	愛知県の組織再編に伴う修正																																						
	第 20 章 火薬類災害対策	第 20 章 火薬類災害対策																																							
239	■ 主な機関の応急活動 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関名</th> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 40%;">被害発生中</th> <th style="width: 30%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県警察</td> <td> ○県への通報 ○火薬類施設及び火薬類の所有者等に対する危険防止<u>措置の命令</u> ○警察用航空機等による情報収集 </td> </tr> </tbody> </table> ■ 主な機関の措置 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">機関名</th> <th style="width: 70%;">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>危険物等施設</td> <td style="text-align: center;">県警察</td> <td> 2(1) 県及び名古屋市への通報 2(2) 火薬類施設及び火薬類の所有者等に対する危害防止<u>措置の命令</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名		被害発生中		(略)	(略)	(略)	(略)	県警察	○県への通報 ○火薬類施設及び火薬類の所有者等に対する危険防止 <u>措置の命令</u> ○警察用航空機等による情報収集	区分	機関名	主な措置	第 1 節	(略)	(略)	危険物等施設	県警察	2(1) 県及び名古屋市への通報 2(2) 火薬類施設及び火薬類の所有者等に対する危害防止 <u>措置の命令</u>	■ 主な機関の応急活動 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関名</th> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 40%;">被害発生中</th> <th style="width: 30%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県警察</td> <td> ○県への通報 ○火薬類施設及び火薬類の所有者等に対する危険防止<u>のための措置等</u> ○警察用航空機等による情報収集 </td> </tr> </tbody> </table> ■ 主な機関の措置 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">機関名</th> <th style="width: 70%;">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>危険物等施設</td> <td style="text-align: center;">県警察</td> <td> 2(1) 県及び名古屋市への通報 2(2) 火薬類施設及び火薬類の所有者等に対する危害防止<u>のための措置等</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名		被害発生中		(略)	(略)	(略)	(略)	県警察	○県への通報 ○火薬類施設及び火薬類の所有者等に対する危険防止 <u>のための措置等</u> ○警察用航空機等による情報収集	区分	機関名	主な措置	第 1 節	(略)	(略)	危険物等施設	県警察	2(1) 県及び名古屋市への通報 2(2) 火薬類施設及び火薬類の所有者等に対する危害防止 <u>のための措置等</u>	表記の整理
機関名		被害発生中																																							
(略)	(略)	(略)	(略)																																						
県警察		○県への通報 ○火薬類施設及び火薬類の所有者等に対する危険防止 <u>措置の命令</u> ○警察用航空機等による情報収集																																							
区分	機関名	主な措置																																							
第 1 節	(略)	(略)																																							
危険物等施設	県警察	2(1) 県及び名古屋市への通報 2(2) 火薬類施設及び火薬類の所有者等に対する危害防止 <u>措置の命令</u>																																							
機関名		被害発生中																																							
(略)	(略)	(略)	(略)																																						
県警察		○県への通報 ○火薬類施設及び火薬類の所有者等に対する危険防止 <u>のための措置等</u> ○警察用航空機等による情報収集																																							
区分	機関名	主な措置																																							
第 1 節	(略)	(略)																																							
危険物等施設	県警察	2(1) 県及び名古屋市への通報 2(2) 火薬類施設及び火薬類の所有者等に対する危害防止 <u>のための措置等</u>																																							
	第 1 節 火薬類関係施設	第 1 節 火薬類関係施設																																							
241	2 県警察における措置 (1) 県及び名古屋市への通報	2 県警察における措置 (1) 県及び名古屋市への通報																																							

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）	修正原案（令和元年6月修正予定）	備考																		
	<p>県及び名古屋市へ災害発生について、直ちに通報する。</p> <p>(2) 火薬類施設及び火薬類の所有者等に対する危害防止<u>措置の命令</u></p> <p>(略)</p> <p>3 県（防災局）及び名古屋市における措置</p>	<p>県及び名古屋市へ災害発生について、直ちに通報する。</p> <p>(2) 火薬類施設及び火薬類の所有者等に対する危害防止<u>のための措置</u> <u>等</u></p> <p>(略)</p> <p>3 県（防災<u>安全局</u>）及び名古屋市における措置</p>	<p>表記の整理</p> <p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>																		
第21章 大規模な火事災害対策																					
246	<p>大規模な火事災害対策</p> <p>(略)</p> <p>2 県（防災局、<u>健康福祉部</u>）における措置</p> <p>(略)</p> <p>5 情報の伝達系統</p> <p>図中：愛知県防災局</p>	<p>大規模な火事災害対策</p> <p>(略)</p> <p>2 県（防災<u>安全局</u>、<u>保健医療局</u>）における措置</p> <p>(略)</p> <p>5 情報の伝達系統</p> <p>図中：愛知県防災<u>安全局</u></p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>																		
第22章 林野火災対策																					
250	<p>林野火災対策</p> <p>(略)</p> <p>2 県（農林<u>水産部</u>、防災局、<u>健康福祉部</u>）における措置</p> <p>(略)</p> <p>6 情報の伝達系統</p> <p>図中：愛知県防災局</p>	<p>林野火災対策</p> <p>(略)</p> <p>2 県（農林<u>基盤局</u>、防災<u>安全局</u>、<u>保健医療局</u>）における措置</p> <p>(略)</p> <p>6 情報の伝達系統</p> <p>図中：愛知県防災<u>安全局</u></p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>																		
第23章 地下街等における都市ガス災害対策																					
253	<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th rowspan="2">(略)</th> <th>被害発生中</th> <th rowspan="2">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td>(略)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○県への通報 ○警察用航空機等による情報収集 ○地下街等の所有者等に対する危害防止<u>措置の指示</u> ○火気使用禁止等の広報活動 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	(略)	被害発生中	(略)	(略)	(略)	県警察	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ○県への通報 ○警察用航空機等による情報収集 ○地下街等の所有者等に対する危害防止<u>措置の指示</u> ○火気使用禁止等の広報活動 	<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th rowspan="2">(略)</th> <th>被害発生中</th> <th rowspan="2">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td>(略)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○県への通報 ○警察用航空機等による情報収集 ○地下街等の所有者等に対する危害防止<u>のための措置等</u> ○火気使用禁止等の広報活動 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	(略)	被害発生中	(略)	(略)	(略)	県警察	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ○県への通報 ○警察用航空機等による情報収集 ○地下街等の所有者等に対する危害防止<u>のための措置等</u> ○火気使用禁止等の広報活動 	<p>表記の整理</p>
機関名	(略)	被害発生中		(略)																	
(略)		(略)																			
県警察	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ○県への通報 ○警察用航空機等による情報収集 ○地下街等の所有者等に対する危害防止<u>措置の指示</u> ○火気使用禁止等の広報活動 																			
機関名	(略)	被害発生中	(略)																		
(略)		(略)																			
県警察	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ○県への通報 ○警察用航空機等による情報収集 ○地下街等の所有者等に対する危害防止<u>のための措置等</u> ○火気使用禁止等の広報活動 																			

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考												
	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="248 236 1077 512"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地下街等における都市ガス災害対策</td> <td>(略) 県警察</td> <td>(略) 4(1) 県への通報 4(2) 警察用航空機等による情報収集 4(3) 地下街等の所有者等に対する危害防止 <u>措置の指示</u> 4(4) 救出救助活動</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略) 地下街等における都市ガス災害対策 (略) 4 県警察における措置 (略) (3) 地下街等の所有者等に対する危害防止 <u>措置の指示</u> (略) 5 県（防災局）における措置</p>	区分	機関名	主な措置	地下街等における都市ガス災害対策	(略) 県警察	(略) 4(1) 県への通報 4(2) 警察用航空機等による情報収集 4(3) 地下街等の所有者等に対する危害防止 <u>措置の指示</u> 4(4) 救出救助活動	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1133 236 1962 512"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地下街等における都市ガス災害対策</td> <td>(略) 県警察</td> <td>(略) 4(1) 県への通報 4(2) 警察用航空機等による情報収集 4(3) 地下街等の所有者等に対する危害防止 <u>のための措置等</u> 4(4) 救出救助活動</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略) 地下街等における都市ガス災害対策 (略) 4 県警察における措置 (略) (3) 地下街等の所有者等に対する危害防止 <u>のための措置等</u> (略) 5 県（防災安全局）における措置</p>	区分	機関名	主な措置	地下街等における都市ガス災害対策	(略) 県警察	(略) 4(1) 県への通報 4(2) 警察用航空機等による情報収集 4(3) 地下街等の所有者等に対する危害防止 <u>のための措置等</u> 4(4) 救出救助活動	<p>表記の整理</p> <p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>
区分	機関名	主な措置													
地下街等における都市ガス災害対策	(略) 県警察	(略) 4(1) 県への通報 4(2) 警察用航空機等による情報収集 4(3) 地下街等の所有者等に対する危害防止 <u>措置の指示</u> 4(4) 救出救助活動													
区分	機関名	主な措置													
地下街等における都市ガス災害対策	(略) 県警察	(略) 4(1) 県への通報 4(2) 警察用航空機等による情報収集 4(3) 地下街等の所有者等に対する危害防止 <u>のための措置等</u> 4(4) 救出救助活動													
	第 2 4 章 住宅対策	第 2 4 章 住宅対策													
	第 1 節 被災宅地の危険度判定	第 1 節 被災宅地の危険度判定													
259	1 県（建設部）における措置	1 県（建築局）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正												
	第 2 節 被災住宅等の調査	第 2 節 被災住宅等の調査													
260	1 県（防災局、建設部）における措置	1 県（防災安全局、建築局）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正												
	第 3 節 公共賃貸住宅等への一時入居	第 3 節 公共賃貸住宅等への一時入居													
260	県（建設部）、市町村、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置	県（建築局）、市町村、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置	愛知県の組織再編に伴う修正												
	第 4 節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	第 4 節 応急仮設住宅の設置及び管理運営													
261	1 県（建設部）及び市町村における措置	1 県（建築局）及び市町村における措置	愛知県の組織再編に伴う修正												

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）	修正原案（令和元年6月修正予定）	備考
	第5節 住宅の応急修理	第5節 住宅の応急修理	
262	1 県（ 建設部 ）における措置	1 県（ 建築局 ）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	第6節 障害物の除去	第6節 障害物の除去	
264	2 県（防災局）における措置	2 県（防災 安全局 ）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	第25章 学校における対策	第25章 学校における対策	
	第4節 教科書・学用品等の給与	第4節 教科書・学用品等の給与	
268	1 県（県民文化 部 、教育委員会）における措置	1 県（県民文化 局 、教育委員会）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興	
	第1章 復興体制	第1章 復興体制	
	第3節 職員の派遣要請	第3節 職員の派遣要請	
270	1 県（ 総務部 ）における措置	1 県（ 人事局 ）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	第2章 公共施設等災害復旧対策	第2章 公共施設等災害復旧対策	
	第2節 激甚災害の指定	第2節 激甚災害の指定	
272	<p>1 県（防災局、関係部局）における措置</p> <p>(1) 激甚災害の指定に係る調査 県は、市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部局で必要な調査を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 指定後の手続き 激甚災害の指定を受けたときは、激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係部局は負担金等を受けるための手続きその他を実施するものとする。</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定後の関係調書等の提出 市町村は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出しなければならない。</p>	<p>1 県（防災安全局、関係局）における措置</p> <p>(1) 激甚災害の指定に係る調査 県は、市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係局で必要な調査を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 指定後の手続き 激甚災害の指定を受けたときは、激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係局は負担金等を受けるための手続きその他を実施するものとする。</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定後の関係調書等の提出 市町村は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出しなければならない。</p>	愛知県の組織再編に伴う修正

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考																		
	第 3 章 災害廃棄物処理対策	第 3 章 災害廃棄物処理対策																			
275	<p>災害廃棄物処理対策</p> <p>1 県（環境部）における措置</p> <p>(1) 連絡調整及び支援・協力の実施 (略)</p> <p>◆ <u>附属資料第 15「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県衛生事業協同組合）」</u></p> <p>◆ <u>附属資料第 15「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県産業廃棄物協会）」</u></p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県衛生事業共同組合、県産業廃棄物協会、県解体工事業連合会、県建設業協会、県土木研究会、日本建設業連合会中部支部）」 (略)</p> <p>2 市町村における措置 (略)</p> <p>3) し尿・ごみの収集・運搬、処分 (略)</p> <p>なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行<u>う</u>。 <u>なお</u>、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。</p>	<p>災害廃棄物処理対策</p> <p>1 県（環境局）における措置</p> <p>(1) 連絡調整及び支援・協力の実施 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県衛生事業協同組合、県産業廃棄物協会、県解体工事業連合会、県建設業協会、県土木研究会、日本建設業連合会中部支部）」 (略)</p> <p>2 市町村における措置 (略)</p> <p>3) し尿・ごみの収集・運搬、処分 (略)</p> <p>なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行<u>い</u>、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の修正</p> <p>表記の整理</p>																		
	第 4 章 被災者等の生活再建等の支援	第 4 章 被災者等の生活再建等の支援																			
277	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">機 関 名</th> <th style="width: 60%;">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 2 節 被災者への 経済的支援 等</td> <td>被災者生活 再建支援法 人(公益財団 法人都道府 県<u>会館</u>)</td> <td>5 被災者生活再建支援金の支給</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第 2 節 被災者への 経済的支援 等	被災者生活 再建支援法 人(公益財団 法人都道府 県 <u>会館</u>)	5 被災者生活再建支援金の支給	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">機 関 名</th> <th style="width: 60%;">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 2 節 被災者への 経済的支援 等</td> <td>被災者生活 再建支援法 人(公益財団 法人都道府 県<u>センター</u>)</td> <td>5 被災者生活再建支援金の支給</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第 2 節 被災者への 経済的支援 等	被災者生活 再建支援法 人(公益財団 法人都道府 県 <u>センター</u>)	5 被災者生活再建支援金の支給	<p>名称の変更</p>
区 分	機 関 名	主 な 措 置																			
(略)	(略)	(略)																			
第 2 節 被災者への 経済的支援 等	被災者生活 再建支援法 人(公益財団 法人都道府 県 <u>会館</u>)	5 被災者生活再建支援金の支給																			
区 分	機 関 名	主 な 措 置																			
(略)	(略)	(略)																			
第 2 節 被災者への 経済的支援 等	被災者生活 再建支援法 人(公益財団 法人都道府 県 <u>センター</u>)	5 被災者生活再建支援金の支給																			

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）	修正原案（令和元年6月修正予定）	備考
	第1節 罹災証明書の交付等	第1節 罹災証明書の交付等	
278	1 県（防災局）における措置	1 県（防災 安全局 ）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	第2節 被災者への経済的支援等	第2節 被災者への経済的支援等	
279	1 県（総務部、 健康福祉部 、防災局、会計局、各種免許・手数料等所管部局）における措置 (1) 被災者生活再建支援金の支給 ア (略) なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県 会館 ）に委託している。 (略) 3 日本赤十字社愛知県支部における措置 義援金の受付を行い、 寄託された義援金は、速やかに 地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、 義援金 の迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。 (略) 5 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県 会館 ）における措置	1 県（総務局、 福祉局 、防災 安全局 、会計局、各種免許・手数料等所管局）における措置 (1) 被災者生活再建支援金の支給 ア (略) なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県 センター ）に委託している。 (略) 3 日本赤十字社愛知県支部における措置 義援金の受付を行う うと共に 地方公共団体 や その他関係団体 で組織する義援金 配分委員会 に参加 し、迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。 (略) 5 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県 センター ）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正 愛知県の組織再編に伴う修正 名称の変更 表記の整理 名称の変更
	第3節 金融対策	第3節 金融対策	
282	2 県（ 産業労働部 、 農林水産部 ）における措置	2 県（ 経済産業局 、 農業水産局 ）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	第4節 住宅等対策	第4節 住宅等対策	
282	1 県（ 建設部 ）における措置	1 県（ 建築局 ）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	第5節 労働者対策	第5節 労働者対策	
283	2 県（ 産業労働部 ）における措置 (1) 相談窓口の設置	2 県（ 労働局 ）における措置 (1) 相談窓口の設置	愛知県の組織再編に伴う修正

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考
	第 5 章 商工業・農林水産業の再建支援	第 5 章 商工業・農林水産業の再建支援	
	第 1 節 商工業の再建支援	第 1 節 商工業の再建支援	
285	1 県（ <u>産業労働部、振興部</u> ）における措置	1 県（ <u>経済産業局、観光コンベンション局</u> ）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	第 2 節 農林水産業の再建支援	第 2 節 農林水産業の再建支援	
286	1 県（ <u>農林水産部</u> ）における措置	1 県（ <u>農業水産局、農林基盤局</u> ）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正